

平成 24 年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	平成 24 年 12 月 7 日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	平成 24 年 12 月 13 日 (木) 9 時 30 分
散 会	平成 24 年 12 月 13 日 (木) 14 時 44 分
出席議員	議 長 宮 原 均 1 番 山 本 久 矢 3 番 栗 野 光 雄 4 番 田 中 政 浩 5 番 石 丸 時次郎 6 番 川 上 康 男 7 番 福 本 秀 昭 8 番 久 保 大 六 9 番 一 木 哲 美 10 番 梅 田 美代子 11 番 藤 野 久 12 番 内 堀 靖 子 13 番 河 内 直 子 14 番 金 子 保 次 15 番 矢 野 勉
出席議員	15 名
欠席議員	な し
地方自治法 第122条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 畠 中 誠 二 教 育 長 大 雄 信 英 総 務 課 長 広 田 博 文 企画課長 伊 藤 宗 彦 財 政 課 長 岩 下 定 幸 税務課長 森 部 純 一 納 税 推 進 室 長 大 庭 俊 一 住民課長 小 林 秋 彦 健 康 課 長 吉 郷 豊 環境防災課長 砥 綿 淳 二 建 設 課 長 美 根 勉 都市計画課長 金 子 一 智 農 業 委 員 会 事 務 局 長 木 村 賢 治 農林商工課長 山 本 一 洋 出 納 室 長 川 波 厚 志 下水道課長 村 下 大 成 水 道 課 長 原 口 博 文 福祉課長 倉 地 善 一 こ ど も 課 長 久 家 和 文 教育課長 佐 藤 繁 人 生 涯 学 習 課 長 入 江 哲 生
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局主査 松 尾 政 記 吉 塚 三千代

議 事 録

平成 2 4 年 第 4 回 定 例 会

[一般質問]

平成 2 4 年 1 2 月 1 3 日 (木)

開 議	
議 長	本日の出席議員は、15人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (9 : 30)
日程第1	
議 長	日程第1 一般質問を昨日に引き続き行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 9番 一木哲美議員
一木議員	おはようございます。 昨日、川上議員の一般質問に対しまして、田頭町長、2期目の町長として、町政のトップリーダーとして頑張りたいというふうな決意を、お聞かせをいただきました。 町も合併後、基本的なベースがしっかりとでき上がってきた状況の中に、大事な時期でございます。ぜひ頑張ってくださいながら、筑前町のさらなる発展に向けて進んでいただきたいということを、心から願う1人でございます。 それでは、通告に基づきまして、質問をさせていただきます。 まず、最初に、筑紫野・三輪（山麓）線について、ということの質問をさせていただきます。 本題に入る前に、報告とお礼を申し上げたいと思います。 私は、平成22年6月、23年9月、24年6月の議会の一般質問におきまして、筑紫野・三輪（山麓）線の状況について、質問をさせていただきました。 大型車を含む交通量がたいへん多くなっている中で、道路の状況また総合的に非常に危険を感じる、そういうふうなことで、町当局におかれましては、朝倉県土事務所の方へ状況を伝えていただきながら、改修または改善等に取り組んでいただきたいということで、お願いをさせてきていただきました。 前回にも少しふれさせていただきましたけれども、三並の信号から曾根田のほうに向かいまして三並川橋の付近、それから三並小学校の横付近、そして曾根田川橋付近から曾根田の信号を過ぎまして三牟田の地内のウシジマ鉄工所横付近、いずれも道路の改修または安全対策等を講じていただいています。これも職員の皆さん、また町長をはじめですね、皆さん方、担当課長のお骨折りで、県土整備事務所のほうにも伝えていただきまして、そういうふうな改修等ができました。 三並小学校の通学道でもございますし、たいへん良くなったということで、報告とお礼を申し上げたいと思います。 この筑紫野・三輪線につきましても質問を、重ねて私がさせていただきますことにつきましても、この道路は、私ももう承知しております県道でございますし、管轄は県、朝倉県土整備事務所ということでございます。 しかしながら、この筑前町内にも国県の道路、または国の防衛施設、また、九電関係のいろんな施設、こういった施設等がございます。 こういった中で、町の町道、道路におきましては、に限らず、町民の安心・安全、またいろんな課題、そういったことが感じられたり、ある場合は範囲を超える場合もございますし、そしてまた担当部署、町長にもそういったことを伝えさせていただきながら、それぞれの担当の県または県土事務所等にも伝えていただきながら、改善、改修ということでございます。そういったことで、質問をさせていただいておるわけでございます。 また、この山麓線につきましても、年に4回、5回ございます区長会の後、三並校区の区長の皆さん方とは、夕方には懇談会をもたせていただきまして、常にこの山麓線については報告をさせていただきながら、また、皆さん方からも意見をいただいて

	いるところでございます。 そういうことでございますので、よろしくひとつご理解いただきたいと思います。 それでは、本題に入らせていただきます。 筑紫野・三輪（山麓）線について。 私の質問は平成２２年より、今回６回目ということでございます。問題は平成１５年全線開通予定が２０年、２４年、２７年春を現在目指すということで、延びているわけでございます。 この道路が通る筑前町として、これまで取り組んでこられた県道路整備部建設課及び那珂県土整備事務所の対応に対して、用地取得へ向けた取り組みが十分でなく、責任感が感じ取れないので、年１回開催の筑紫野・三輪線改良促進期成会総会の中で私は毎回、県及び那珂県土整備事務所の担当職員の方へ、早期全線開通へ向けた確かな取り組みを、意見、要望等を行ってまいりました。 現在、この期成会の会長を平成２３年４月より、田頭町長と事務局が建設課であり、その前は長い間、朝倉、旧甘木市長であったということで、朝倉市のほうが期成会の会長を担当をいただいております。 町民の強い願いや沿線住民の声を届け、町側から県、那珂県土整備事務所などに促進を強く求めていく下柱として、私は、本町議会の一般質問で、この課題と向き合っているわけでございます。 経緯につきまして触れたいと思います。 平成１８年度に用地境界を確定したが、土地所有者の同意ができなかった。それから、平成１９年１２月に土地収用法的措置の手続きに行った。平成２１年７月２３日の期成会総会時、福岡県道路建設課より、２４年度春に全線開通に向けて取り組むが、１年前倒しにしてでも、２３年度にも開通できるように努力をすると申されたわけでございます。 その翌年の平成２２年８月５日の期成会総会時、担当者より、開通の時期は分からない。前年の担当者から、２３年度に全線開通の努力をするとの話は聞いていないと、知らないと申されたわけでございます。 出席者、私を含む町長も一緒にございます。５名が怒り、言葉として質疑、意見を述べました。 私はこの後、平成２２年９月の町議会の中で、このような状況では、全線開通はいつになるのか、全くつかめないと。よって、本町及び関係団体から県に対して、もったときちんと事業推進を行っていただくように、陳情、嘆願書を県に対して提出すべきであると求めました。 その後１１月に、町長他担当関係者が県庁へ出向き、担当職員へ強く要望されたことを受けまして、用地所有者との話し合いが、代行執行、任意交渉の二本立てということで進展をし、現在１名の方と話し合い、合意を目指されているということでございます。 土地、用地取得に向けて補償金金額の提示が６月になされました。その先半年後の１２月末までは、法的措置、強制執行ができないと聞いています。 そこで質問をいたします。 いよいよその１２月中旬でございますけれども、話し合いは合意となったのか、まず、お尋ねいたします。
議 長	建設課長
建設課長	事務的な内容でございますので、私よりお答えをいたします。 去る１２月３日、那珂県土整備事務所長及び朝倉県土整備事務所長と、本町に来られましたおりに確認しました内容によりますと、現在、計画道路の用地補償、買収関係者も、最後の１名となりまして、任意の用地交渉を協議中とのことでございます。

	用地交渉の未買収地につきましては、関係地権者と協議が重ねられておりますが、まだ合意までには至っていない状況であります。 引き続き用地交渉において、合意が得られるよう努力をしまいたいということでございました。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	12月末を1つの目途、期限として、合意に向けて努力をするということでございました。 この前からですね、このずっと前からそういった取り組み、努力はされてこられたということでございますけれども、なおかつ現在、合意にまだ至っていないということでございます。 何回ほど、何回ほど、その1人の方とお会いされて接触されたのか、そのところは説明がいただけなかったし求めもしませんでしたけれども、後ほどでもですね、何回ほど努力したというふうなこともおっしゃっていただければと思いますけれども。 そこで、さらにですね、年を超えて来年にこの話し合いが続いて行くということでいいのか、どうなのか。来年年が明けて3カ月、半年先、もっと先までこの状態が続くかも分からないというふうなことも、今まで過去の間緯を見えますとですね、そういったことも考えられないこともないと、ですね。 年明けて早々合意ができるかも分かりません。ここは分からないわけですね。 この判断というのを、やはりする時期というのを、やはりひとつ12月末というふうに、私も考えているところです。 7月13日の期成会の総会のおり質問をいたしまして、県土整備事務所の道路課長さんのご答弁は、12月末に合意ができなければ、法的措置の判断を行うということもおっしゃられました。 その点についてですね、やはり町として、今までもずっと長く延び延び、延びてきていますしですね、どうするかということを、やはり一番この筑前町にとってもですね、大事な重要な道路でございます。このところの判断を、また期成会の会長でもございます町長には、責任もまた重たいものがあるかと思われましますけれども、今の点について、ご説明を求めたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 山麓線につきましては、用地交渉中でございますが、非常に内部のやり取りの会話は、私も両所長から伺っております。しかし、そのことについては、こういった場では私は発言すべきでないというふうな思いでございます。 まだ交渉が継続中であり、土木事務所等々の表現を借りれば、最終的な段階に入ったという言葉はいただいております。 町といたしましてですね、ここ2年間、私は地権者の1人の方とも直接交渉をさせていただきました。併せて、事あるごとに、公的なものだけでなく、県庁に行ったときに、例えば廊下ですりあっただけでもですね、県土整備の部長にはですね、「よろしく」と、「分かっています」というような感じでですね、会話ができるような事項でございます。そういったことも絶えず言っておりますし、私も町村会の理事をしておりますので、朝倉の要望事項の非常に大事なものとして、直接知事にも部長にも、公的な会議で要望しているところでございます。 その件については、私は、県としては誠意ある回答をいただいていると、そのように感じております。 そして、特にこの場所につきましては、筑紫野市の分でございます。筑紫野市の市長もですね、十分連携を取らなくちゃいけないということで、市長とも折々にこの話

	は会話をしているところでございます。 そして町のほうも昨年から今年にかけて用地の提供をしたところでございます。町でやれることはすべてやりますということで、路線変更のおりには町有地をですね、交換の土地として提供しているところでございます。 そして、町としてやれることがと、私もぜひ地権者の方に会いたいと、強い思いは持っておりますけれども、会うことによりまして、県のほうのせつかく積み上げたものがですね、そこで壊れてはいけないという思いで、しっかり辛抱もしているところでございます。辛抱も必要だと思っております。 確かに今までの流れからすればですね、厳しい面もございますけれども、今が一番大切な時期だと、そのように考えております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	町長の今の説明、よく分かります。 辛抱、今だけじゃなくてですね、今までも長い年月ずっと辛抱してきているところでございます。 今も町長から説明を受けましたので、来年にこの話し合いがまたいでいくということになるのかなというふうに考えるところでございますけれども。引き続きですね、やはりまだ今年も半月ほど残っていますしですね、引き続き最大のご努力をしていただくということをですね、特に担当所管の建設課、また町長のほうからもですね、ひとつしっかりと伝えていただきながら、27年の春開通でいいんですねということで、期成会の総会のときにも申しています。 否定はされませんでしたので、状況等については、またお尋ねしますが、そのことをぜひともですね、話し合いの合意も含めながら、最大のご努力をお願いしますということを、どうぞひとつ伝えていただくということをお願いをしたいと思います。 それから、もう1点でございます。 今後の計画ということで、全協のときにも少しご説明いただきました。今後の計画ということで、ご説明を求めたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 今後見込まれる計画内容としまして、那珂県土整備事務所管内については、用地契約成立か、または不成立で、事業認定による行政執行かの、2つのうちに1つへと進んでまいります。文化財発掘、道路工事などが予定されることになります。 今回の場合は、道路完成まで数年ということで、一定の完工期限の目途が立っているというふうに考えます。 そのようなことで、用地買収が終わっている部分については、両サイドより、筑紫野市側約80mですね、年明けに発注をいたしまして、筑前町側208mを年内発注にて工事着手をして、10年来の工事として数年以内までには完成をさせるという報告を受けているところでございます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	これまでは用地取得、買収等がですね、すべて整ったうえで一括して、筑前工区の200m、それから筑紫野工区の400m、合せて600mと一緒に工事を行うということで、合理的に工事を行うということで説明を受けていましたけれども、少しでも残った、まだ用地取得が来てない未改良区のことも含めてですね、期限を少しでも短縮、先に遅れないようにというふうな計画ということで、切り替えをなされてですね、工事着工ができるというふうなことに切り替えをなされたということで、この点は非常にいいんじゃないかなというふうに、私も思っているところでござ

	います。 どうぞ工事のほうを進めていただきながら、また、できる限り、前もお願いしていただきましたように、町の業者の方たちにも係わっていただけるようにということをですね、引き続きよろしくお願い申し上げたいと思います。 それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。 職員教育について、ということで質問をさせていただきます。 議長のほうにはご了解をいただきまして、プリント、写真等、それから職場の教育ということで資料を用意をさせていただいています。少しそういったことで、資料等も参考にさせていただきます。 人が人間として生きていく上で大切なことの1つは教育であり、家庭教育、学校教育、社会教育があります。すべてが必要で大事であるが、私は、社会教育、職場の教育について意見を述べ、見解を求めたいと思います。 あらゆる職場においては、業種、形態などが違っていても、社会、世の中から必要とされなければ存在が困難となっていくもので、日進月歩の積み重ねの中に信用、信頼が築き上げられます。 集団となり活動する事業、企業や自治体などは、個人個人が集団の一員であり、様々な計画や目的に向かって進むため、意思の疎通を良くし、総合力を常に高め続ける必要があります。 上司、リーダー、責任者は、自らの向上に努めるとともに、部下に対して指導、教育を行う責任があります。このことはたいへん難しく、その方法や手法について、責任ある者は常に向き合っていかなければなりません。 本町において、本年7月末に発覚した職員の準公金横領事件の解決へ向けた取り組みとともに、再発防止として、町独自の教育マニュアルを作ることを求めています。現段階で、その具体的な方法、内容等の取り組み、計画はどうされてあるものか、まずお尋ねをいたします。
議 長	総務課長
総務課長	ご質問の件につきましてはですね、不祥事からの町独自の教育マニュアルということでございますけれども、これにつきましては、この前全員協議会の中でも説明を申し上げました。その分についてのマニュアルを作りましたので、管理職責任のもとに各職場で研修を行っておるところでございます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	総務課長ご答弁で、町独自のマニュアルを作られたということでございます。 職員の教育につきましては、平常はですね、通常どおりの業務で、いろんな問題等が発生しないようにご努力をなされながらですね、日々積み重ねてあるということでございますけれども、やはり今回の不祥事を含めまして、本町におきましては、合併後ですね、中学生の子どもさんの自殺に至るような事件とか、また、思いもよらない、想定をしてないことが発生をしたということ等がございます。 そこで、職員の皆様方も定年等で、また若い方へ申し送って代わられます。課長さんも代わられます。 そういった中で、やはりこのことは、町としてやはり忘れずに、大事なことであるし、いろんな事故とか災害とかですね、事件とか、そういったことにならないようにというふうなことを含めた内容のマニュアルというものが、あってしかるべきじゃないかということを考えるわけでございます。 どういったマニュアルを作られたものか、内容は分かりませんが、その中の一部にですね、やはりどうしても、たとえ今の課長さん、皆様方が交代をなされても、このことは後の職場の方たちにですね、忘れずにきちっと申し送り、引き継ぎをして

	いかなければいけないということ等についてはですね、きちっとそのマニュアルの中に残してですね、忘れないようにというふうなことでないといけないと思うんですね。 その辺りも含めてマニュアルというふうなものを作られてあるのかどうか、その辺り少しちょっと踏み込んだ内容の説明を求めたいと思います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 今回の分につきましては、先ほど申し上げたマニュアルの中に、研修という1項も入れております。 常にそのことについては、管理職はですね、点検、チェックをしていく中で、お互いにそのことを戒めていくということで考えております。 それから、元々町ではですね、綱紀粛正については節目節目に、副町長のほうから厳しくですね、庁議を通じて研修をしていただいておりますので、他の研修もたくさんあるわけでございますけれども、そういうところでチェック、あるいは研修を深めていきたいというふうに考えておるところでございます。
議 長	一木議員
一木議員	今後のですね、反省すべき、改善すべきは改善をなさっていただきながら、前へ進んで行かなければなりませんので、ひとつそのマニュアルを含めて、改めるところは改めながら、町が進むべき方向へですね、しっかりと進んで行っていただきますように、そのことをひとつよろしく願いを申し上げたいと思います。 そこで、1つ提案になりますけれども、職場の教養ということで、皆様方のテーブルの上ですね、今月12月でございます。12月分の職場の教養、それから過去の、その前の11月とかですね、今年の職場の教養を用意をさせていただいています。 12月については、私のほうの職場のほうで使っている分で、社員から借りてきていますのでですね、12月分については回収をさせていただきたいと思っておりますけれども、その他はよろしかったら差し上げたいというふうに思っております。 それでは、ご質問をさせていただきます。 倫理研究所発行の職場の教養を活用する考えはということで、お尋ねさせていただきます。 倫理運動の創始者、故丸山敏雄氏は明治25年、福岡県上毛郡、前豊前市に農家の四男として生まれ、昭和20年頃から倫理運動を行われ、亡くなられた昭和26年に社団法人倫理研究所を創立されました。 組織の名称を倫理法人会と称し、全国に約10万社近い会員事業で組織し、福岡県下3,650社が加入しております。甘木・朝倉地域では、現在155事業所が加入する組織であります。 「企業に倫理を」、「職場に心を」、「家庭に愛」を理念とし、会員事業所には一口1万円にて日替わり、月替わり、年替わりの職場の教養という教材を30冊毎回届けていただき、朝礼等の場を活用し、社員や職員の倫理観、教養、人としてあるべき姿、物事を見る目、考える力など、多範囲にわたり具体的な事例の中で勉強できる教材でございます。 私が手元に持っておりますのが、職場の教養でございます。皆様方のテーブルのほうにも置かせていただいています。 発行部数は160万部ということで聞いております。 13日の日付の分がでございます。16ページでございます。ちょっと読んでみたいと思います。 峻烈な返事ということでございます。本日の日付の分ですね。

	倫理研究所が提唱するセブン悪と7つの基本動作の1つに、返事は好意のバロメーター、打てば響く「はい」の一言というものと。瞬時に峻烈な返事をする、呼んだほうも気持ち良く、呼ばれたほうも心が決まり、職場全体にも快活な空気が醸し出されますと。 実は、返事にはさらなる効果、効用があるのですということで、少し飛ばしますけれども、中ほど後です。全身全霊で「はい」という返事をして壇上に向かったということが書かれています。 不思議なことに震えは止まり、普段の口調で全力投球できたのですと。すべてを無心で受けきったとき、失敗したらという雑念が吹き飛ぶのですと。「はい」の返事には、受けきんだという自分の覚悟が表現されますと。打てば響く返事の飛び交うさわやかな職場をつくりましょうということがですね、今日の日付のところに書かれています。 毎日、先ほど申しましたようにですね、いろんなテーマ、課題等で違うわけですが、こういったことが今日書かれていました。 そういうことで、職員の教育の中にですね、こういったことを活用なされていたければ役に立つんじゃないかなということで、いろんな幅広いですね、テーマ、課題ということが、ここには書かれています。 で、職員の皆様に、今、用意させていただきましたものでございますけれども、町、本町独自の職員教育の教材の一端といたしまして、役に立つものと考えています。 町長、副町長、総務課長さんへは9月から12月分を、今まで参考にお渡しをしています。 読んでいただいたというふうに思っておりますけれども、この倫理研究所の職場の教養を活用する考えについて、いかがかなということで、まず、見解を求めたいと思います。
議長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 その前にですね、先ほどは、前回の不祥事からの研修のことでもございましたけれども、少し町がどんな研修をやって、独自でやっているのかということについて、少し申し上げておきたいと思います。 まず第一にですね、町としては、町の総合基本計画に人権尊重のまちづくりを掲げておるところでございます。そして、平成20年には人権教育・啓発基本指針を作成しております。この推進には、同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など、様々な人権問題に関する行政職員の正しい認識と理解を深めることが重要と考えております。 したがって、このことを基本として、人権・同和教育を管理職の研修、そして課長補佐、係長の研修、全体研修を実施しておるところでございます。全体研修はですね、ここ2、3年程度は課ごとの研修ということで行っております。 この他に、今後の予定としまして、1点は決めましたけれども、職員自身が心身ともに穏やかで生き生きと能力を発揮できるように、また、いち早く自分自身や周りの職員のストレスに気付き、快適な職場環境を作っていくためのメンタルヘルス研修、あるいはサービス業であります自治体業務にとって欠かせない接客研修、そして、住民の皆様とのトラブルを未然に防ぐためのクレーム研修を、今計画中でございます。 また、独自の研修とまでは言いませんけれども、今、各職場でミーティングを行っております。 10月末現在の調査によりますと、毎朝8時20分ぐらいから、6つの職場、これは、職場環境はいろいろございますから、毎朝できるところ、できないところございます。残りは1週間に1回ということで開催をしておりますけれども。

	そこでは、全員であいさつの唱和、特にやっておりますのは「おはようございます。」「ありがとうございます。」「よろしくお願いします。」という、これを皆さんで唱和をし、あるいはそしてスケジュールの確認、調整、その後に輪番で1人からコメントをいただいております。 このコメントがですね、様々に業務に関するものがあったり、時事に関するものがあったり、今の話題があったりということで、いろいろ聞きますと、非常に考えさせられる良い内容が提供されているということを聞いておるところでございます。 ですから、これもですね、短い時間でありますけれども、良い職場研修になっているというふうに判断をしているところでございます。 それから、先ほどの一木議員の中にもありました、やっぱり総合力の問題でございますので、もう1つ申し上げておきますけれども。 毎月、月の初めに朝の会を行っております。基本的には1日が本庁、2日の日が支所でございますが、そこでは町長から、当面する行政課題、それに向けての解決、改善の示唆、指導を行って、意思統一を行っているところでございます。 また全国的に、町長は上京されることも多ございますので、全国的あるいは県内の自治体を取り巻く情勢も、併せて情報の提供を行っていただいておりますところでございます。 それと併せましてですね、去年は国県との交流職員等もありました。それぞれ経験したこと、2年間で学んだことの発表とか、長期研修に参加した職員の発表とか、新規採用後3年程度経過した職員の意見発表等を取り入れながら、朝の会を運営をしているところでございます。 今、議員が申されましたことでございますけれども、この職場の教養を取り入れる気がないかということでございますが。 現在町にはですね、様々な分野の雑誌類、こういう教養の雑誌類が提供されておるところでございます。 特に総務省からは、地方公務員月報、全国町村会からは町村週報、時事通信社からの地方行政。それから二月ごとにはですね、職員研修所から情報誌が送られてきておりますけれども、それぞれ内容が充実しておるところでございます。 中でも、この職員研修所のたよりでございますけれども、これは、各職員にそれぞれ配布をしておるところでございます、この内容については、研修を受けた職員の感想とか研修内容の紹介、豆知識、地方公務員に関する連載記事等も編集されておまして、職員にとってはたいへん有意義であるというふうに考えておるところでございます。 その他にもですね、様々な職員研修資料が送られて来るわけでございます。議員ご提案の、倫理研究所発行の職場の教養の発注でございますけれども、内容は先ほどございましたように、三月号ほど見させていただきました。日ごとにですね、様々に考えさせられる内容が、あるいは示唆する内容が編集されているというふうに考えておりますけれども、総務課の中でですね、総務課は毎朝ミーティングをしておりますけれども、週一回程度内容を、紹介してみたところもございます。 そういうことをしてみましたけれども、今のところ購読までしてですね、研修に使うということは考えてはおりません。 今後は、今先ほど申し上げました、提供されているものを基本にですね、庁内メール等を活用しながら、職員研修を行っていききたいと、そのように考えておるところでございます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	社団法人倫理研究所の法人普及事業所のほうへ尋ねてみました。 市役所、町役場、商工会議所の事業所が、全国で87団体加入をされてございます。

	87団体。 九州・沖縄方面の事業所、自治体では、町役場が8団体、市役所が12団体、商工会議所が10団体加入されています。 活用されている九州内の4自治体に、その状況を尋ねてみました。 八女市役所、職員数104名でございます。加入されています。 職場の教養を活用し始めたのは平成18年ごろということで、毎日の朝礼活用状況は、各課ごとで輪読をしていると。 感想、活用前と今ではということで、職員研修の一環として採用いたしました。モチベーション向上においてたいへん良いと。平成19年頃の福岡県の朝礼コンクールで第3位となったということでございます。 久留米の市役所は1,800名で、なかなか難しいということでございましたけれども、加入されています。 多良木町役場、こちらのほうは熊本県でございます。各課で活用していると、仕事に役立つことが様々書いてあって、たいへん役に立っていると。 高鍋町役場、宮崎県でございます。職員数155名。全課ではないが音読をしていると。具体的に心の中では感じていると思うと、いろんなことをですね。いうことで、いくつか尋ねさせていただいたところでございます。各自治体でも、この職場の教養を活用されてあるというふうなことでございます。 今、総務課長のほうからご答弁をいただきましたけれども、今すぐどうこうということは、別におきまして、必ずや役に立てていただけるような内容であるんじゃないかなというふうに、私も感じているところでございますので、さらにひとつご検討をいただきながら、また、お届けをさせていただきますので、ご検討をいただければということで、今の質問は終えたい前に、一言、町長にコメントをいただきたいと思いをします。
議長	田頭町長
町長	お答えいたします。 いつの時代も、どこの場所であっても大事なものは意識改革だと思っております。社会は変わります。その社会に合わせるようにですね、意識を改革していかなければならないと考えます。 議員が申されました、この本も非常に立派な本だと思います。様々に町のほうも研究しておりますので、その一環として捉えさせていただきたいと思っているところです。 今、総務課長が町の取り組みを報告いたしましたけれども、併せて私個人といたしましても、町長室からということで、職員に対してブログを書いてですね、例えば東京で学んだことを職員にも伝えたいということで、私の感想も含めて、なかなか毎日書けませんけれども、一月何本かは送信して、反応を貰っているところでございます。 そのように、絶えず繰り返す継続性こそ大事だと思っておりますので、議員が申されましたことも十分心して取り組んでいきたいと思いをします。
議長	一木議員
一木議員	どうぞひとつ、また今後もお届けしますのでご検討ください。よろしくお願いいたします。 それでは、次の質問に入らせていただきます。 交差点改良について、質問をさせていただきます。 2点ございます。まず1点は、国道386号線やすらぎ荘入口交差点改良についてということで、質問をさせていただきます。 この件につきましては、平成22年9月議会で一般質問を行いました。

	今やこのやすらぎ荘入口交差点は、北に三並、曾根田から夜須高原方面へ、南に下高場、安野、東小田方面を交差点で結ぶ町の要所で、中心的な役割を担っています。 最近、交差点付近にはローソンコンビニ店、Aコープ店、ほっともっと弁当店、ドラッグストアモリ店、篠隈整形外科など、買い物客などが車で来られ、交差点付近は終日車の通行量とともに、右左の店舗等への進行方向変更が増えて、交通に影響が及ぶ状況であります。 特に、交差点では、右折をしようとする車があれば、道路に右折帯が4方向ともないため、後続車が先へ進めず、その都度交通渋滞が発生していますので、1年でも、1日でも早く交差点改良に着手できるように求めています。 お手元のプリント写真の、両面プリントしていますけれども、ご覧いただきたいと思います。 その質問のときに、当時の建設課長答弁によれば、本事業は、国道386号線の南側の設置部、山田タイヤさんとローソンさんのところまでが、合併前から取り組んでいる防衛事業であると説明、国道の北側にある盆栽センターさんと車販売店間の道路は町道であり、事業はまちづくり交付金事業の中で、都市再整備事業の追加事業増として県の認可を受け、篠隈地区7行政区の区長さんと協議を行い、打ち合わせを行ったと説明を受けました。町長からもこの事業を優先的に考えていくというふうに申されたわけでございます。 その後において、やすらぎ荘入口の交差点改良が全く進まないで、今年の3月議会におきまして、私はこの件を質問をということで上げさせていただきました。 そのときの説明では、今現在、用地の交渉等で、たいへんデリケートな状況であり、この質問は先に延ばさせていただければというふうなことをお聞きしまして、考えました末ですね、この3月のおりの質問は、今日に延ばさせていただいたわけでございます。 よって、改めてここにですね、国道386号線やすらぎ荘入口交差点改良の進展について、用地の確保と改良計画についての現況を、説明を求めたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 現在、国道386号線交差点北側につきましては、まちづくり交付金事業において用地買収も終わり、工事も着手しており、来年3月までに工事が完成する予定であります。 一方、交差点南側は、防衛庁事業の篠隈・下高場線工事において、道路用地補償の協議をしてきた経過がありますが、諸問題等もあり、最終的に合意を見るまでには至っていないところであります。 現在、交差点改良について、朝倉県土整備事務所と国道386号線の右折帯も含め、総合的に協議をしているところであります。 そうなれば、当然ながら交差点を中心に、前後100m沿線の関係者の協力も必要となってきますので、どのような手法、手段でもって進めていくのがよりベターか、今後検討をしていきたいと考えております。 ただ、今言えますことは、今日までの経過も種々ありますし、関係者も増えますので、行政のみ、また一朝一夕ではできず、じっくりと腰を据え、時間をかけなければならないと判断をしていることだけは申し上げておきたいと思います。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	今、所管の課長のほうから説明がありましたけれども、じっくり腰を据えてということもよく分かりますけれども、あんまり腰据え過ぎてもなかなか先に進まないわけ

	でございまして、タイヤショップ店主、山田さんと最近お会いをしましてですね、どうなりよりますかということで、ちょっと様子をお尋ねいたしました。 職員の担当の方が、23年1月にですね、不幸にもお亡くなされました。この方が前は担当をなされていたとおったということで、何度もお会いをしながらですね、山田さんのほうの用地の件でございまして。図面等を示していただきながら、また、具体的な金額等のお話も出していただいていたかと思われすけれども。 山田さんのほうも代替地も探されたということで、そういった努力もされながら、また、今の建屋もですね、かなり一部老朽化して、補修もしたいということでありましたけれども、ちょっと待ってくださいというふうな状況等もあってですね、そういった補修も今、まだやっていませんということでございまして。 もう概ね2年ほど経つわけでございます。その担当、前の職員の方が、そういうふうに接触をなされてですね、ご相談をされておられましたときから。 それで、その後ですね、今年の3月の議会でも一般質問をしようと思いましたがけれども、ちょっと待ってください。デリケートな話もしているということでございましたけれども。 町から話があったんですかと、その後どうですかとお尋ねしました。 そうしましたら、その前の担当職員の後はですね、全く話はあっていませんというふうに申されて、私もびっくりいたしました。 一番大事なですね、この用地のご相談をさせていただかなければならない場所であるにもかかわらずですね、そういった努力がされていないということは、途中で話が切れてしまっているわけですよ、ですね。 これでは、やっぱり気持ちを損ねるということにもなりかねませんしですね、やはり続けて、担当の方が代わられればですね、また次の担当の方が努力をなさっていただきながら、ご相談をさせていただかなければですね、これはできる話ではないわけですよ、ですね。ここのところが非常に大事なところじゃないかというふうに思うんですね。 それで、この交差点改良に向けてですね、地権者の方とのですね、そういったご相談ということ、継続してやっていただかなければならないと思いますけれども、今後において、そういった気持ち、思いですね、取り組みはどうなされるか、という点についてお尋ねを申し上げたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 町としましては、そのようなことも含めて、朝倉県土整備事務所と十分連携を取りながら、今後努力をしていきたいと考えております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	町長はこれまで、三並の交差点、今から質問させてもらいますが、その前に、このやすらぎ荘交差点の右折帯等含めての改良ということですね、先にこちらをということで申されて来られました。 町長におかれましては、その辺りですね、おひとつご答弁がございましたら求めたいと思います。
議 長	畠中副町長
副 町 長	少しデリケート的な問題がありますので、私からお答えしますが、けれども。 ここで言っているかどうか分かりませんが、山田タイヤさんと接触をされたという話を聞きましてですね、ちょっとびっくりしておりますけれども、それはもう詳しく申しませんが、 23年の頃の話はされましたけれども、その後、その当時の課長はですね、ちゃん

	と山田タイヤの方と話をされて、一定事業についてはここでストップしますと。しかし、今後また相談をしますので、そのときはよろしく願いますということで終わっているはずだったと思いますけれども、そこら辺についてはですね、またいろいろありますので追及しませんけれども。 ちょっとそこら辺があった関係ですね、こういった議場で言われた場合、また、このことは当然ながら議会だよりに出ますので、ちょっと心配しておりますけれども。 先ほど建設課長も申しましたように、北側のほうはまちづくり交付金事業で着手をし、来年の3月完成する予定でございますけれども。 それと併せまして、これは一木議員も知ってあると思いますけれども、国道そのものが甘木から福岡方面、福岡方面から甘木に向かう場合に、非常に、特に福岡方面から甘木に向かう場合の、下高場へ下られるあれが非常に混むということで、夕方はかなり混んでいます。 そういった中で、総合的にその問題も解決をしなければならないであろうというように、土木事務所まで町長自らも足を運ばれて、話をされて、それならば交差点改良でしたらどうかというような話を、今、しておるところでございます。 そういった中では当然、右折帯ということになれば、国道の分ですよ、前後100m、そういったものが必要になってきますので、関係者の協力がなければ、笛吹けど踊らずということですね、いくら言ってもできないわけですから、そういった中で、山田タイヤも含めてですね、また、再度ご相談をしたいというふうに考えておりますし、また、測量するにしても同意が要りますので、そこら辺をどういった形で進めたら、よりですね、前の二の舞を踏まずに進めていけるかというようなことを考えてですね、先ほど建設課長が言ったように、総合的にですね、じっくり腰を据えて、時間をかけてでもやっていきたいということを申し上げたところでございますので、そのようにご理解いただきたいと思います。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	引き続きですね、総力を挙げてご努力をということで、よろしく願いたいと思います。 それでは、最後になりますけれども、交差点改良、筑紫野・三輪「三並交差点」の改良へということでの取り組みについて、質問をさせていただきます。 三並交差点右折帯改良工事について、私はこれまで議会一般質問で、何度も重ねて、その必要性を求め続けています。 平成19年の6月、20年3月、9月、21年6月、22年3月、23年9月、24年6月議会で質問を行い、今回が8回目ということでございます。 筑紫野・三輪（山麓）線全線開通に向かいまして、一步動きが出てまいりました。先ほどの課長、町長のご答弁でございます。 全線開通すれば1日当たり7,400台ほどの車が通る見込みと聞いています。三並交差点の役割は、町の北部地域の要所として日ごと需要が高まっていて、大刀洗平和記念館や花立山温泉など、町内各方面へのネットワークを進めていく上でも重要な交差点であり、何度も申し上げますが、近い将来を見据えた改良が実施されなければならないと考えます。 これまで町当局の考えは、交差点改良について、県等に要望していくと申される一方、県土整備事務所と協議する中では、優先順位がありすぐには難しいというふうに説明を受けております。 特に筑紫野・三輪線道路から篠隈方面への右折車がある場合、後続車が先へ進めず、車の通行状況にもよるが、かなり渋滞が発生しています。 この交差点改良においては、太田運輸、太田整備士さん会社が所在し、今年秋頃に

	は現道路の歩道付近までに整備ラインと事務所が建設されました。お手元プリント写真を見ていただければ様子が分かると思います。 以前から、この太田さんの敷地内にはですね、燃料を御社で用意をされていますので、地下の埋設タンクがございますけれども、こういった移設等にかなり費用もかかるというふうに聞いておるところでございます。 そこで、今回建設された事務所と整備ラインも加えて、ここ数年前より交差点改良に基づく用地の相談が厳しくなってきたと見受けるわけでございます。 このような案件は、手を着けずに放っておけば、1年、2年のうちには状況も変化することが出てまいります。現に出てまいっております。 この町道関係の、このやすらぎ荘交差点から上って来ましたJ Aさんの土地の件、それから、この太田さんの会社の土地等ございますけれども、町のほうも町道それから朝倉県土事務所の管轄等にもなりますけれども、町が汗をかいて努力をし、ご相談等を進めていかなければ、なかなか進まないというふうに考えられます。 また状況もですね、ここ近年のうちには非常にまた相談等も難しい状況も新たに加わって来たということでもありますので、この点非常に気になっているところでございます。 町長におかれましてはですね、三並の交差点改良もこれは是非ともやらなければならないということは、何度も申しさせていただいているところでございますし、私もそう思っているわけでございます。住民の方たちも、そのことは地域の大きな願いでもございます。 段々この改良が難しくなってくるという状況もある中でですね、どうされるものなのか。やはりそういった改良に向けての努力を積み重ねていく必要があるというふうに見えていますけれども、その点についての見解を求めたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 先ほど言われましたように、平成21年6月議会等においてですね、企画課より、現交通量が調査された結果で、現実的に、今すぐに整備するところまでではないと。そして、町としては、他の交差点における改良の箇所も多く、今後検討していきますということで、以前回答がなされております。 このことによりまして、朝倉県土整備事務所としましては、筑紫野・三輪線の交通量が増加しなければ、工事施工はできないとの判断から、今後筑紫野・三輪線の供用開始の見通しが立った段階で、再度交通量等の調査をしてからの検討協議となります。 先ほどの質問の中で回答しましたように、一定筑紫野・三輪線の工事着手の目途もついたようでございますので、今後この工事の進捗状況を見ながら、交通量調査業務について進められますし、また、議員の先ほど言われました北側の方面、三箇山・山隈線方面のですね、拡幅改良等の課題であります道路用地確保に向けた調査等についても、併せて朝倉県土整備事務所と協議をしてみたいと考えております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	主体ですね、町が、町の思いとか状況とか、開通後の状況というなのは、やはり予測、想像でありますけれども、一番感じられるのは、やはり地域の私ども、皆様方ということであるわけでございます。 県の調査もしていただきました。しかしながら、交差点の右折帯等の改良は、今現段階では、まだする必要が感じ取れないということで、承知しているところでございますけれども。

	先をやはり見越すと。当然ながら7, 400台からの車が通るであろうということであって、右折帯も1台の車のためにですね、やはり相当の車が後に続くわけでございます。そういったことを予測をする、想像をするですね。今、想定外をも想像するというふうなことでございますしですね、この辺りをやはり見極めて、そしてやはり努力をするのは、やはり町であるわけですね。町から県土事務所、県のほうへそのことを強く求めながら、早くやはり努力をするところは努力を重ねていかなければ、目の前に問題、課題が押し迫って、切羽詰ってですね、それから努力しても、やはりこの山麓線の、今の筑紫野・三輪線においてもですね、長い年月を要しながらもまだまだですね、やはりこの全線開通が見えては来ているけれども、確定してないと。確実がまだですね、用地の取得が残っているということでございます。 ということを含めながらですね、ひとつ今後もお一層ですね、やすらぎ荘入口交差点の改良とこの三並の交差点改良も含めまして、その他もございすけれども、ひとつ担当職員の皆さん方、副町長、町長ですね、ご努力を重ねていただかなければ、なかなか簡単にはいかないと。いろんな状況も変わってくるところもございすので、そういった努力をですね、ぜひとも今後も引き続きながら、お願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。以上です。
議長	これにて、9番 一木哲美議員の一般質問を終了します。
休憩	
議長	ここで、休憩をいたします。 10時45分より再開いたします。 (10:30)
再開	
議長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (10:45)
議長	8番 久保大六議員
久保議員	平成24年度も残すところあとわずかとなってまいりました。そのような慌ただしい中で、今、日本では、師走の総選挙が行われております。結果的に地方自治体の財政指針となる地方財政計画の決定も年明けにずれ込み、自治体といたしましては、来年度の予算編成作業、事業実施に支障が出る恐れが発生するわけでございます。 執行部におかれましては、たいへん厳しい、難しい状況におかれるとは思いますが、住民の安全で安心な生活等に支障が発生しないよう、最善の努力と説明責任を果たしていただきますよう、くれぐれもよろしくお願いをいたしまして、一般質問に入らせていただきます。 まず、初めに、太陽光発電について、2点質問をいたします。 1点目、自治公民館での太陽光発電について、質問をいたします。 先日の臨時会で、太陽光発電に対する助成金、当初予算70万円に対し、さらに同額70万円の補正が議決されました。 補正の理由としましては、国の20年固定買い取り制度、1kw当たり42円という高額な買い取り価格等の影響で申込者が多く、すでに当初予算の70万を超え、さらに来年度までに同等の申込者が見込まれると、そういう説明がありました。 今、国といたしましては、東日本大震災で発生いたしました大津波での福島原発の事故を受け、脱原発や代替エネルギーとしての再生可能エネルギー活用の推進を進めております。 対策として、この再生可能エネルギー活用の推進を図るため、補助金を新設したり、固定買い取り制度を開始するなど、設置者に対し費用対効果のある策を打ち出しております。

	今回質問をいたしております自治公民館における太陽光発電のパネル設置の意図といたしましては、近年温暖化による世界的異常気象や想定外な災害の発生で甚大な被害が発生している中、被害を最小限に食い止めるための自主防災が叫ばれております。筑前町といたしましても自治防災組織づくりに努力をされております。 担当課長にお聞き申し上げます。 自主防災の一環として、この再生可能エネルギー活用の推進として、太陽光発電システムの設置と固定買い取り制度による費用対効果の実施を兼ね、今だからこそ、この太陽光発電の設置に対する検討をする価値があると思いますが、答弁をお願いいたします。
議 長	修正をしてください。訂正。
久保議員	すみません。先ほど70万と申し上げたので、訂正をいたします。700万の間違いでした。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 自主防災組織の拠点となる自治公民館に太陽光発電をということでございますので、環境防災課のほうからお答えをしたいと思います。 現在、議員もご指摘されましたように、筑前町におきましては、新設後の自主防災組織、こちらのほうの維持可能な具体的な活動、こういったものが重要な課題となっております。その中で災害時に対応できるような、発電機等の防災資機材の稼働、点検など、無理のない持続可能な組織作り、情報の提供、活動の支援等を行っていきたいと考えておりますが、議員ご提案のような、太陽光発電設備につきましては、停電それから、災害時に太陽光発電のみでは、曇りの日や雨の日、それから、そういった天候に左右されるだけでなく、当然、災害が起きたときに夜だったとか、いろんなことも考えられます。 電気を使用することができなくなる可能性がございますので、どうしても蓄電池が不可欠になります。また、国の補助制度は、一般住宅に住宅用の太陽光発電システムを設置しようとする個人、法人又は区分所有法で規定する管理者となっているために、現時点では自治公民館は対象外となっております。 さらに公民館もいろいろございます。日当たりが悪い、そして東西に屋根が向いていると、南北ではなくて。それから、南側に向いているけれども、たまたま南側に森があると。いろんなケース、それから耐震構造、いざ地震が発生したときに、その設置しようとする自治公民館が、その耐震補強が必要なものなのかどうか、そういったことまで当然考えなければならないと。 さらには、公民館は建築年がいろいろございます。もう耐用年数が過ぎているものもあるし、建ったばかりの公民館もあると思います。 そのような観点から、総合的に考慮して、環境防災課といたしましては、まずは災害時に即座に対応できるような、発電機と防災資機材の稼働点検、こちらなど無理のない組織づくり、支援活動、こういったものにまず重点を置いて、その後議員ご指摘のように、太陽光発電による新エネルギーの普及啓発や停電時や災害時の非常用電源の1つとして、今後国の動向を注視しながら、当然、国のほうもそういったエネルギー、原子力に変わるエネルギーというのを大きく方向転換、舵を切っております。 そういったものを注視しながら、そういったものに補助制度ができる、できないということを注視しながら、今後研究していきたいと、このように考えておるところです。以上です。
議 長	久保議員
久保議員	今、課長の答弁では、自主防災に対しては、この公民館に対する太陽光、ソーラー

	発電の設置は、今のところにはできないということでございます。 参考までにですね、ある業者に調査をしてもらいました。中牟田町と朝日のコミュニティセンター、計算書がございますけど。参考までに申し上げます。 中牟田町がですね、南向きだけで約10kwの容量の設置が可能と。これに対する設備費が350万、年間売電が、これはあくまでも売電のみでございますけど、約40万、10年間で400万と。 朝日西が、20kwの設置ができる。費用が700万、これは1kw35万ですね。これで売電が年間80万、10年間で800万となるわけでございます。ざっと計算して、10年足らずで減価償却と申しますか、ができるわけですね。これは、公民館の1つの運営としても可能じゃないかなと思うわけでございます。 今、そういうふうな施策、国の政策がないとします。 今、課長が言われましたように、夜間なんかの場合、災害用に使う場合には蓄電池が必要でございます。まだまだ個人的な家庭における蓄電池は開発途上であり、近々ですね、こういう状況の中では、蓄電池の開発は著しく発展していくものと思われます。 また、国のほうも対策として、自治公民館も設置可能になるということが考えられますので、ぜひそういうときには早急に対応をしていただきたいと思います。 町長にお聞き申し上げます。 今言いました減価償却ですね、高額買い取り制度があっている関係で、減価償却が10年足らず、8年から10年という話を聞いております。 公民館も、これは責任者がいないとできないわけでございますかね。私の考えでは、ぜひ公民館にですね、屋根が広い公民館が多ございますので、設置してもらいたい。そのためには、今、民間に助成金を出してある制度、これも公民館に対応していただけないものか、各自治区での運営は様々でございます。余裕のあるところもあるかもしれないけれども、ないところもある。そういうところに若干助成金を出していただければできるのかなと。 そのようなお願いをしようと思っておりましたが、今の国の制度では無理ということでございますので、ぜひそういう制度ができたときには、早急検討していただきたいと思います。 次の質問に変えます。 今、新聞等を見ておりますと、いろんな情報が入っております。また、折り込みもですね、このような1kw35万円とかですね、28万円とかいろいろ入っております。 そういう中でですね、今、各企業、自治がですね、メガソーラーの発電の設備に参入をしております。 例えばですね、ソフトバンクの発電事業参入ですね。宮崎のリニアモーターカーの試験場跡地、鹿児島県の赤字の空港の滑走路においてのメガソーラーの事業、最近の新聞にですね、鹿児島市での取り組みとして、鹿児島市ですね。災害時の避難所である総合体育館に、年間90kwの規模のメガソーラー発電を設置計画、災害時での停電に対し、蓄電池を装備し災害対策に当てるとのことです。 これもですね、来年3月までの20年間の買い取り制度に参入しようという意図があると思います。 12月定例議会で議決をもって、2013年度での運転開始を目指す。素早い取り組みでございます。こういう情報はですね、いい情報は早く検討するべき、研究するべきだと思います。 企業はもちろん自治体もそういうことに取り組んでおります。近隣では大分自動車道の山田パーキング、大きなメガソーラーが付けられております。東峰村にもメガソ
--	---

	ーラーの建設がですね、もう今進んでおるわけでございます。 しかしながら、このメガソーラー発電事業に取り組むには多額の事業費がかかるわけでございます。自治体として取り組むにはたいへん難しいところもあると思われます。 そういうソーラー発電導入の選択肢としましては3つあるわけでございます。 1つ目に設備投資、2つ目にリース活用、3つ目に施設の土地や屋根を貸す貸与契約があります。あとの2つと、2番目と3番目ですね、リース契約と3番目の貸与契約、これは出資の必要はないわけでございます。 リースはあくまでもリースですね。貸与の場合には屋根を貸す、土地を貸すとかですね。そういうことによって増収と言いますか、利益が発生するわけでございます。 町長にお聞き申し上げます。 本庁と学校施設には、すでにもう小規模のソーラーシステム、これが設置をしています。そういう中で、町としましては、まだまだ庁舎をはじめコスモスプラザ、めくばり館、学校施設6カ所、たくさん屋根があるわけでございます。 議会控室から山のほうを見ますと、コスモスプラザの屋根が堂々とあります。かなりの広さがございます。こういうところを大いに活用するべきじゃないかなと。そして、増収に繋げるべきじゃないかなと思うわけでございます。 さらに、ソーラーパネル設置による相乗効果というものもあるわけでございます。大きなものはですね、灼熱の日光を遮断する。それによって屋根の温度を下げ、室温を下げる。こういう効果があります。ぜひですね、庁舎や学校の屋根、これには持つてこいの企画だと、私は思っております。 学校にはまだエアコン等が入っておりません。屋根の温度を下げる。これが室内の温度を下げることに繋がるものと思っております。 この町施設ですね、に対するソーラー発電、このリース契約と貸与契約、この企画について、町長としての見解をお聞かせください。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 ソーラー、自然再生エネルギーというのはですね、これはもう必要に迫られた投資でございます。 今度の選挙が終わりますとですね、どの政党が政権を取ろうとも、この政策は強力に進められていくと、そのように認識しているところでございます。 先ほど言われました公民間等へのパネルの活用、と同時にコミュニティ活動等の財源とするという発想は、私今年の3月に国のほうに申し入れいたしました。 そうするといいアイデアだということですね、その当時の若手官僚の方が、検討するということは言ってもらっておりますけれども、まだまだ具体化には見えてないようでございます。 それから、議員もご承知のように、うちはいち早く庁舎につきましても、学校につきましても、ソーラーパネルを設置いたしました。 要するにわが町はこのように、再生エネルギーにも取り組んで行く町なんだという方向性を示したいという思いもあったところでございます。 いち早くこの庁舎にも飛び付きましたので、補助率2分の1の助成をいただいたところでございます。 あの当時でもですね、やはり設置するまでに半年かかると言われておりました。どうにか23年度内に間に合って設置ができたという次第でございます。 もちろん各学校にも設置しておりますしですね、もっともっと充実をさせていかなければならないと思います。 これから建てられる建物、個人の住宅にしる公共施設にしる、やはりエネルギーは

	自給自足をある程度やっていくというのが常識になってこようかと思います。これは、個人の住宅でもしかり、公共施設でもしかりだと思っております。 その点について、多分来年度以降ですね、国もいろんな様々な政策を打ち出してくると思いますので、しっかりアンテナを立てて取り組んでいきたいと思っております。 と同時にですね、前回の議会でも報告させていただきましたけれども、このソーラーというのは高齢者対策でもございます。 一人住まい対策でもございます。と同時に農家対策でもございます。 ということは、一人住まいの方も屋根は空いているわけです。そして高齢になれば収入がないわけです。働くことがままならないわけでございます。 そういった方々がソーラーを付けることによって、いくばくかの収入を得るというのは極めて貴重でございます。節電意識も高まります。 また農家につきましても、非常に農家所得補償制度が不透明感があります。そういった中において、農家というのは非常に広い宅地を有しております。併せて納屋等についても有しております。そういったところに構造的に可能であればですね、そういったところのパネルも有することによって、農家所得の向上にも繋がると、そのように考えております。 メガソーラーもしかりでございますけれども、メガソーラーはどうしても企業等の収益に入る可能性が大でございます。 それよりもやはり個人、公共施設あるいは公民館等に、より先進的にですね、積極的に取り組むことが必要だと思っております。 しかしながらいかんせん、今の段階では一般財源が多く必要といたします。しばしですね、24年度、25年度の国の予算をしっかりとらみながら、必要であれば積極的に取り組んでいきたいと、そのように考えています。 私は、ソーラーパネル等を研究する中においてですね、都市と地域の差を歴然と感じました。東京なんかすごい助成金が出ております。都からもですね、区からもですね、これはとてもやっぱり都会というのはすごいんだなということを感じた次第です。 こういったのは、ぜひ国の補助金等を活用しながら、積極的に取り組むべきだと、そのように考えます。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	メガソーラー的な設置には多額の財源が要るわけでございます。 私、今、町長にお聞きしたかったのはですね、学校とか庁舎の屋根貸しですね、これができないかと。リースもですね、負担金がありません。やっぱり効率のいい屋根があればですね、業者が設置して、それに対する売電の割合で入って来るわけでございます。増収に繋がったらどうかということでお聞きをしたかったわけでございます。 また、工業団地とかですね、今ある総合運動公園広場、あの辺、自然が大事かもしれませんが、斜面に設置して自家発電的なものに使うとかですね、そういうことも考えたらどうかということでございます。 町長、その辺、もう1回答弁をお願いします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 まずですね、自給自足が原則です。校舎等につきましても、コスモスプラザにつきましても、めくば一るにつきましてもかなりの電気料でございます。その分がなくなるだけでもですね、それは非常に貢献でございますので、まずは自給自足をすることが基本だと思っております。

	庁舎、学校等々はですね、まずは発電した分を自前に充電すると、自前で使うということが基本だと思っております。 今後電気料金も値上がりが予測されます。そういったことも踏まえますとですね、よりこのソーラー等につきましては、自給自足ということを基本に推進すべきだと、そのように考えます。庁舎等についてもしかりです。 まだ、50キロつけておりますけど、とても対応できるような電気料、発電ではございませんので、もっともっとつけても庁舎の中の電気として使いたいと、そのように考えます。
議 長	久保議員
久保議員	できれば売電をもって増収に繋げていただきたい。今の町長の答弁では、できれば自家消費として考えていきたいという考えでございます。 両方とも間違っているわけではございませんけど、屋根貸していけばですね、1㎡当りに50円、だいたい固定資産税ぐらいしかならんという話は聞いております。 リースであれば、契約年数が過ぎた後は、大体耐久年数が20年から30年ぐらいあると聞いておりますので、契約が終わった後ですね、売電収入は全部増収になるわけでございます。 そういうことで、ぜひ厳しい財政の中でどうかと、私は思ったから、質問をしたわけでございます。 調査はですね、ある程度無料ということでございますので、1回ですね、調査だけでもしてください。どのくらいの発電ができるのか、そしてどのくらいの売電効果、金額が得られるのかですね、学校の屋根、庁舎、コスモスプラザとかですね、ぜひお願いをしたいと思います。無料の程度でいいですから、ぜひお願いします。 それでは、次の質問、安全で安心なまちづくりについて、質問をいたします。 筑前町としてスタートしまして早8年でございます。そのような中に新町10カ年計画、これが進められ、特例債事業としましてもう残すところあとわずかでございます。事業もあとわずか、財源もあとわずかでございます。 今後はですね、大型箱もの事業ではなく、福祉と環境の整備に力を入れていかなければならない、このような時期がまいったわけでございます。 今回質問を出しております住宅地での環境衛生向上のための排水路整備につきましては、特に整備が見逃されている、遅れている、既存の都市計画性のない篠隈周辺の住宅地について、質問をいたします。 篠隈周辺は昔より灌漑用のため池が多ございます。いくつかは埋められました。百万池の土地、あそこもため池でございました。Aコープのところもため池でございました。 そこに水を引くために農業用水路、排水路、それが篠隈の町の中を何本も通っております。そこに都市計画のないままに住宅地開発が進められた。結果的に、車1台やっと通るぐらいの道、そして袋小路の道、蓋のされてない用水路、さらには排水路ですね。 そういう中に新しく建てられた建物は、その排水路をまたいでの建物、個人的に蓋をしての、自分の庭として使ってたたり、そういうものが点在をしておるわけでございます。 担当課長にお聞きを申し上げます。 先日課長に、この危険な場所、蓋のしてない衛生上悪い危険な場所ということで、ちょっとご指摘をしておりましたが、その調査されたところの、簡単に報告をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしくお願い致します。
議 長	建設課長

建設課長	お答えいたします。 お尋ねの件につきましては、2カ所あるようでございますが、いずれも現況の水路断面は深いところもあり、蓋がない状況を確認しております。 1カ所目の道路沿い、理容店横で、これは篠隈町営住宅の予定地の北側については、現在の水路敷地を有効利用した歩道などの計画は、現在ないところでございます。 また、2カ所目のセブンイレブン横の水路で、篠隈町営住宅予定地の南西側になりますが、その水路も改修計画は今のところない状況であります。 いずれにしましても、安全面、環境面などを検討し、排水路の整備が望まれる箇所ということは思いますが、総合計画に財政面においてですね、限られた予算で優先順位を立て、関係課で計画的に実施する必要があるというふうに考えます。 この観点より、まずは地元区長より、水利委員さん等を含めて、関係者の同意を添えていただき、要望書を出していただく必要があろうかと思っておりますので、この点よりしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。
議 長	久保議員
久保議員	今、2カ所説明がありましたけど。 篠隈、今度ですね、新しく建設されます篠隈の町営住宅の北側になりますかね、熊谷床屋さんがありますけど、あそこの前の水路がですね、幅が1.4m、深さが1.3m、結構幅広くて深いんですね。長さが若干200mぐらいございます。 その上にはですね、個人的に住宅地をもってある方が蓋をして資材を置いたり、プランターを置いたりされておるわけでございます。水は全く流れておりません。今はですね、今は。 危険防止のガードレールもあることはありますけど、所々でございます。たいへん危険であり、衛生面もたいへん悪ございます。 住宅もですね、東側は田んぼでございますけど、裏は全部住宅地でございます。その用水路に蓋をすることによって、歩道に兼用できます。そうすると衛生面、安全面、これが促進されます。 また、今度町営住宅が新設されますと、いろんな方、大勢の方が住まわれるわけでございます。そうなりますと、ジョギング等も今、健康維持のためにやっております。ジョギングロードとしてですね、大いに健康促進にも繋がると思います。 また、篠隈セブンイレブン横の水路、これは昔からですね、商店街があった場所でございます。その中央と申しますか、裏側を幅1.3m、深さがこれは高いですね、1.4mあります。これも距離は200mぐらいあります。水も流れておりません。全くですね。草が生えております。 側面を見ますと、これは昔ですね、積み上げられたものだと思いますけど、ブロックの破片を積み上げたような側面です。下は瓦の破片とか石ころとか泥で、たいへん不衛生でございます。蚊やどぶ鼠が発生するという声もですね、住民の方の声も耳にしております。 また、ここの用水路には、川をはさんで駐車場がつくってあります。その向こうには公民館支館がございまして、そこを通路に使ってある方がおられるわけですね。 板2枚を引いてあります。渡る人が悪いと言えば悪いんですけど、利用してあるのは現状でございます。夜は真っ暗で、落ちれば命の危険さもあるわけでございます。 また、これは法的に違反だとは思いますが、その川に自分で蓋をして、自分のところの家の庭にしてあります。またいでお家がある、こういう状態も入っております。 もう計画にはない、優先順位が必要ということでございますが、町長にお聞きします。これは、昔からの水路なんです。計画性のない。ぜひですね、町の真ん中であって、ああいう用水路があること自体がですね、私はどうかと思います。ぜひ蓋を

	していただきたい。 これは、区長からの要望というのは十分承知をしておるわけでございます。しかしながら、忘れられたとか捨てられたとかですね、もう歴史的に要望書を出すことすら考えられてないような川もあるわけでございます。 でも住民の声とか、実際私たち議員が行って、これは危ない、不衛生だと思うところはですね、どしどし私は、こういう場で質問を出して、要望を出して、検討していただくような努力を申し上げたいと思います。 町長、ぜひあそこは蓋を、優先順位と言われますが、優先順位を上げてでもですね、やっていただきたいと思いますが、ご答弁をしてください。
議 長	畠中副町長
副 町 長	ハードな面ですから、ちょっと私のほうから回答させていただきますけれども。 久保議員がこの質問を出された段階で、建設課長、現地に実際足を運んでですね、写真も撮って来ております。町長と私もその分をつぶさに見ておりますし、橋2枚というのは、P C板が2枚かかっておる分だと思います。柵がないから、落ちたら危ないんじゃないかというような話も聞いておりますけれども。 先ほど建設課長も申しましたようにですね、この一般質問の中で議員各位から言われるのは十分分かりますけれども、やはりそういった中では、実施をする中ではですね、関係者の同意が必ず必要になってきます。 用地買収がなくても、今、久保議員が言っていることについては、水路を蓋をかぶせるにしても、用水路であれば、蓋をかぶせたら、非常に管理の面で困るという面もありますし、排水路についてもですね、今言わっしゃったように、どぶ鼠が出るとか不衛生という、掃除ができないじゃないかというようなことでですね、以前もそういったことがありましたから、一時は建設課のほうで蓋あけ器、簡単なる、片手でポツと開けるようなですね、てこを原理とした。そういったものを貸し出しておりましたけれども、それを1回、1回ですね、借りてやるというのもたいへんじゃないか。だから明渠のほうがいいというようなこともありますので、先ほど建設課長が言ったのはですね、そういったものを含めて、やはり地元の区長さん、水利委員さん、あるいは関係者、そういった方たちの同意書を添えていただいて、そして要望書を出していただければですね、現在要望書が100カ所以上あります。 そういった中では、やはり財政上の問題だけは言いませんけれども、やはりそういったふうな中で優先順位を付けてやるということですね、やはりその緊急性、利用度、それから、それに対する含めての費用対効果、それから地元の熱意、協力体制ですね。 例えば、地域間のバランス、そういったものも考えてですね、実施をしていくということを町もやっておりますし、町長もその方針でございますので、そのようなことでお願いをしたいということで、回答とさせていただきます。以上です。
議 長	久保議員
久保議員	確かにですね、蓋をしたら、後の管理が大変だということは十分承知しております。 各自治区では年に2回、溝の大掃除があります。中牟田地区も蓋をして幅が広がって、たいへん交通的にはよくなったと。だけど溝さらえのときには、みんなでそれを上げて掃除をしております。そういうふうな問題も発生していくのは重々承知しております。 また、このようなことはですね、住民から区長へ、区長から町へ要望書を出す、この筋もですね、十分承知をしております。しかしながら、忘れられたとかですね、昔1回だめになったから、次もうかわらないというですね、そういうこともあるわけでございます。

	今回、こういう話をいたしました。ぜひですね、要望書を、出てる、出ないじゃなくて、こういう話が出たから、担当課長、ぜひ地元の区長さんにお話を聞いてもらいたい。もう1回ですね、再度。 そして、このままで本当にいいのか、全体の住民の方の意見がですね、ぜひ蓋をしてくれという方が多いのか。そういうこちらから話を持って行くことも大事じゃないかな。 もちろん財源的なものもありましょうけど、町の真ん中にあんな川がむき出しであるのは、私は不衛生だし危険だと思います。ぜひ、その辺のところをお願いを申し上げておきます。 次に、質問を変えます。 中牟田橋の架け替え工事について、質問をいたします。 先日、全協の中での町長発言、那珂土木の協議の中で、山麓線の全面開通、これですね、地権者との話が良い方向に向かいつつあるということで、近々全面開通しそうだということで、これは本当に我々も待ちに待ったうれしい話であります。 全面開通すれば、砥上地区の交通安全、これも増しますし、さらには山麓線の発展にも繋がると、こういう確信をしておるところでございます。 ここに来るまでにはですね、町執行部や関係区長の長きにわたるご努力、さらには山麓線期成会の方々の、それこそ10数年来のご尽力によるものと、このように感謝を申し上げる次第でございます。 今回質問に出しております中牟田橋の架け替え工事ですね、これも山麓線と同様に、関係区長や執行部の長きのご努力、そしてさらにはですね、中牟田386号線歩道設置期成会の、これも10数年来ですね、これのご尽力のおかげということで、昨年度那珂土木より、予算も付きということで、24年度の11月ごろから工事をする。そういうことで、関係者は大喜びをいたしました。 そのためにはう回路をつくらないといけないとかですね、いろんな問題があつて、それもですね、地域の区長さんたちとか、いろんな方たちのご努力でご理解いただいたわけでございます。 ところが、今、もう12月に入っておりますが、全く工事の始まる気配がない。担当課長にお聞き申し上げます。 この架け替え工事の進捗状況と言いますか、この説明をお願いします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 中牟田橋及び沿線の歩道設置工事につきましては、地元区や朝倉県土整備事務所に於いて、今、議員が言われましたように、10数年前から取り組まれてきております。 国道386号線北側に歩道用地及び橋の架け替えのための仮設道路予定地の確保に向けて、現在、既設建物の測量調査中であります。 24年度で関係地権者と用地補償契約とのことで、すべて契約できるかは分かりませんが、順次契約していくとのことであります。 また、25年度で仮設道路工事を完了後に、橋梁架け替え工事が行われるとのことでありまして、町としても全面的にバックアップし、県と地元区、また地権者が協力して事業が進みますよう、早期完成に向け、さらに努力をしていきたいと考えております。以上です。
議 長	久保議員
久保議員	若干工事が遅れておるようでございます。 この橋を架け替えるためにはですね、2軒の事業所にご無理を言っております。 1軒が、そのお店自体、お名前も言っていないと思いますけど、泰平うどんさん、全

	部を壊します。もう営業できません。工事期間中、1年か2年か知りませんがね。その手前にカーアンドボーイさん、これは軒先を削ります。そういう関係もあってですね、商売というのは、やっぱり営業計画、個人的にいけば人生計画、いろいろ生活計画がございます。ある程度の決まった、約束された期間で工事を進めていただかないと困る場面もあると思います。 この架け替え工事はですね、私はたいへんタイミングが良かったなと思っております。田頭町長、本当に何回も足を運んでいただきました。我々期成会も一緒に行った経緯がございますが。所長とですね、同級生とかいろんなことがありまして、優先順位を上げていただいた。本当に感謝をしております。 こういうふうに、工事日程がある程度決まった中で遅れるのであれば、その工事の進捗状況をですね、やっぱり関係業者、県はですね、区長さんとか期成会とかいうことが頭の中に入っております。行政に言っておけばいい、その関係した地権者だけに言えばいいということで、そういうかかわった人たちを通過しております。 ぜひ、そういうことがあればですね、遅れるようなことが発生した場合には、行政側から関係区長とか、そういう期成会の方に報告なりをしていただきたい。みんな待っているわけでございますので、ぜひですね、お願いをしたいと思います。 質問を移ります。最後になりますね。 3番目、最後の質問、高齢者対策について、質問をいたします。 これもなかなか都道府県の事業とかいうことで、町として、私が今回一般質問しても、かなり答弁、良い回答が出ないと思いますけど、これは、今後の超高齢化社会に対して、向かってですね、早く取り組まなきゃいけないということで、あえてここで質問をさせていただきます。 今、団塊の世代の定年がピークを過ぎております。その人たちも段々高齢化の一途をたどるわけでございます。確実に超高齢化社会が目の前に来ております。 昨日の福本議員の福祉に対する質問の課長答弁、この中で、今現在の待機老人、これが2, 830人おられるという答弁でございました。 また、2025年には団塊の世代の方々が後期高齢者、75歳以上になられるとも言われました。私も昭和23年生まれの仲間であり、その一員でございます。 年は取りたくないわけでございますけど、これはどうしようもない、あと10年もすれば私も74になります。 私たちが後期高齢者になるころには、この待機老人、今でさえ2, 830人おられますのに、もうその頃には解消されているのかなと思って心配をしておるところでございます。 そういう中で、近年少子化問題、これが叫ばれておりますが、少子化問題が騒がれている中でもですね、今度は逆に待機児童の問題が発生しておるわけでございます。子どもは出生率が下がってきておる、でも待機児童は増えていると。いろいろ共稼ぎとか、そういうことの関係もあってかと思えますけど、そうでございます。 担当課長にお聞きします。 筑前町としての待機老人、この解消に対する対策等を持ってあればですね、お聞かせをお願い申し上げます。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 昨日、2, 830人と申し上げましたのは、確認のために申し上げますけれども、広域連合内の構成市町村、33団体での待機高齢者等が2, 830人ということでございます。 本町におきまして昨日、一般質問の中で回答させていただきましたけれども、県の計画、広域連合の計画、そういったものを基礎としながら、この3カ年の中で増床

	の計画がございますので、少しは解消になるのではないかなというふうに考えております。 と同時に、現行の介護保険サービス、そういったことを活用することで、在宅の介護、そういったものが軽減を図られるということで考えております。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	介護事業に対してはですね、認可、助成は都道府県の事業でありますので、なかなか難しいというところがあると思いますけど、町としての取り組みをですね、これは大事じゃないかなと思うわけでございます。 施設用地の優遇と言いますか、仮に老人ホームあたりが建設したいとかいうときの町の用地の優遇、また、参入されやすいような斡旋の努力、こういうことも大事だと思います。 今、老人ホーム側からの介護訪問は行われております。他にも各種団体がやっておられるところがありますけど、全体的な、専門的な訪問介護、この施設が少ないのが現状でございます。 これは、私の個人的な思いなんですけど、老後はできればですね、健康であれば、子どもや孫と一緒に暮らしたいなと思っております。親の背中を見て来てくれると思いますので、そうしてくれると確信はしておるんですけど。 私の母もですね、昨年8月に100歳という年齢で亡くなりました。99の途中まで健康で、それこそ以前も言いましたけど、たばこは2箱吸っていました。お酒も1合ぐらい飲んでいました。健康だから一緒におられたかなということもあります。 そういうことで、親孝行のまねごと、これができたと喜んでおります。私事で申し訳ありません。 介護認定者の方の中にもですね、やっぱり自宅で介護を望んである方も多いと思います。行きたくない。うちの母は絶対に、デイケアも行きたくないと言って行かんかったです。そういう方もおられると思います。 老後は、最後は自宅ということに対してですね、介護をされる側の家族の対応が無理であれば無理なわけでございます。老人ホームか病院に行かないかん。 先日新聞に記載をされておりました。長崎市での取り組みです。 最後は自宅で迎えたい、これはもう本当に最後ですかね。そういう患者に対して、10年前から開業医によるNPO法人、長崎在宅ドクターネットというのを立ち上げてあります。 訪問介護士やヘルパーと連携し、24時間体制、往診と助言、介護をしてある。ドクターネットの登録日は、当初13人であったが、現在は171人、ネットの依頼者も435人も及んでいるということで、こういう終末の過ごし方を自分で選べるという支援の輪、これを広げてあるということでございます。 このモデルが、今、熊本、京都市、北九州市などに広がりを見せている。さらには、今、国や各自治区からの視察も絶えないということでございます。 またそれとは別に、筑前町在住の方で、筑紫野市で介護事業をやっておられる方がおられます。ぜひ筑前町で協力したいという話もあっております。 町長にお聞き申し上げます。 待機老人対策にも繋がります。この自宅介護、さらには自宅で老後を送りたいと希望される高齢者に対してですね、自分の望む高齢期の過ごし方ができるよう、家族の負担を少しでも軽減できるような対策、また、訪問介護の完備と申しますか、参入に対する支援もしていただきたいと思いますけど、町長の見解をお聞かせください。
議 長	田頭町長

町 長	お答えいたします。 数十年前はですね、看取り三月と言いまして、本当に寝付いたら3カ月で生涯を全うされる方が多かった。だから、介護についてもですね、そうそう家庭の負担も少なかった。しかし、今はそういった時代で、全くございません。介護疲れていうのも非常に大きな社会問題になっていることは承知しているところでございます。 そういった中において、町としてもできる限りのことをやっていきたい。この福祉というのは大きなお金もかかるということも事実でございます。 したがいまして、今、当面やっておることは、ひとつ30床の増床をぜひお願いしたいということで、県の計画の中に入れ込んでいただきました。これは、数年内のうちに増床される見込みでございます。 さらに老人施設等についてはですね、元の本町が持っておりました弥永のほうにもですね、そういったアパート等の計画もあるところでございます。 併せまして、そったく基金をいただきましたので、ぜひ福祉に使っていただきたいということで、高齢者向けのタクシーチケット制度、これも好評でございます。ぜひ家族の負担をなくすためにも、病院に月に1回か2回はですね、自分のタクシーで行っていただくと。 あるいは福祉バスもですね、将来を見越しての計画でございます。まだまだ乗り手が少ないという批判もいっぱい受けておりますけれども、ぜひですね、家族の負担にならなくて、送迎していただかなくても買い物に行ける、病院に行ける、そういった社会体制は整えていきたいと。町でできることを精一杯やっていきたいと、そういった思いでございます。 言われますように、もっともっと増えるわけでございます。それにつきましては、私としては、ぜひ消費税が必要だと、福祉の経費が必要だと、そのように考えております。国の支援も大きく必要でございます。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	このような介護問題、今日明日に解決できたり、解消できたりするものじゃないということでございます。しかし、もう確実にですね、超高齢化に向かうわけでございます。 国もやっぱりですね、現実的な問題に対して、何らかの対策、対応、施策を持ってくるものと思います。しかしながら、国の施策だけでなくですね、町としての取り組み、これもしっかり先進地域と申しますか、やっぱりいい取り組みをしているところもございますので、ぜひ先進地の視察研修、情報収集、これに努めていただいて、町としてのいい取り組みを考えていただきたい。よろしく願いをしておきます。 最後になりますが、見守りネットワークに対する民間企業の協力要請について、質問をいたします。 相変わらず孤独死、これが新聞やテレビで報道をされております。 筑前町としては、この孤独死を出さないという目的ではないんですけど、そういう意味でですね、民生委員の方々による訪問、さらには平成22年度より町の取り組みとして、ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク整備事業、これが始められております。若干の費用弁償が出ております。 現在、38行政区で整備をされて、住民挙げてひとり暮らしの高齢者の方々に対し、安心した日々、生活ができるよう協力をいただいております。 しかしながら、まだまだ見守りが徹底していないのが現状でございます。また、参入されていない自治区もあります。今後のさらなる対応と対策が必要でございますけど、担当課長に質問をいたします。 今現在の状況で、ひとり暮らし見守りネットワーク整備事業、これが十分機能しているのか、どのような判断をされているのか、お聞かせをください。

議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 行政区で取り組んでいただいておりますひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業の関係ですけれども、現在４６行政区のほうで取り組みをしていただいております。 これにつきましては、定例の区長会等で事業等の内容をご説明し、また、区長会の研修等でも先進地の事例等も報告をさせていただいております。実績等も毎年報告を提出をしていただいております。 区長さんをトップとする行政区の事業ということで、即効果という部分もありますし、ある程度時間をかけての活動を見守っていくということもありますので、現段階では積極的に取り組んでいただいているというふうに受け止めております。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	失礼しました。私、２３年度、行政区が３８行政区ということで確認しておりましたけど、増えたということで、いいことでございます。 今、そのような行政区での見守りネットワーク、これもあと何行政区かで全部なるわけでございますけど。 子どもの安全・安心ということで、軽トラに「こども１１０番」とか書いたステッカーを貼って、回っていただいた三並区ですかね。 やっぱり田んぼ道は、誰もいない中に子どもたちが通って行く。そこに軽トラがあったと、そこに「こども１００番」とか書いてあったら、やっぱり抑止力に繋がるということでございます。 そういうなかですら、今、郵便局、新聞配達、ヤクルト、いっぱいあります。また、宅配の方がおられます。そういう方にですね、やはりこういうふうな見守りネットワーク、これをご相談したら、この輪がまだ広がるんじゃないか。 新聞を入れる、２、３日たまつとるとかですね、郵便を持って行く、ちょっと窓際から、ああ、カーテンが閉まったまま、２、３日閉まっておるなとか、そういう判断。それをまた行政区の方に伝えていただくとかですね。 そういうことが本当に草の根ネットワークになるんじゃないかなと思いますけど、担当課長にお聞き申し上げます。 このような民間企業と申しますか、郵便局、新聞配達、ヤクルト、牛乳、その他の配達関係の業者の方々に、ぜひ見守りネットワークに対する協力依頼をしたほうがいいんじゃないかな、するべきじゃないかなと思いますけど、答弁をお願いします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 福岡県のライフライン事業者への、こういった依頼ということで、県のほうも進んでおりますけれども。いわゆる孤独死、そういった痛ましい事案が発生しておりますけれども、昨今の孤独死事案と申しますか、世帯内の生活中心者の逝去によって、その援助を受けた方も死に至っている事案など、従来の高齢者のみ世帯、あるいは障がい単身世帯に重点を置いた支援対策に限らず、そういった事件が発生しております。 こういったことから、地域において支援を必要とする者の把握、及び適切な支援を行う者にあたっての方策ということで、県のほうも、こういったライフライン事業者等への支援の要請がされております。 そういったこともありまして、具体的には１０月末ですか、県と新聞販売店連合組織との間で契約が、「見守りネットふくおか」ということで、契約が締結をされてお

	ります。 そういったことを踏まえまして、各市町村の具体的な取り組みをするようにということで、文書等もごく最近まいりましたので、そういったことで取り組む必要があるというふうに思っております。 それともう1つは、筑前町の要援護者等の見守りネットワーク協議会、これを23年度に立ち上げました。今年も会議を開催をいたしまして、先ほど言われました新聞配達あるいは牛乳配達店、そういったところへの支援ということで、働きかけをしていきたいということで、報告をしておりますので、早々に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。
議 長	久保議員
久保議員	見守りネットワークというのはですね、家の中をのぞくだけではなく、やっぱり外で対面すれば声をかけてやる。やっぱりお年寄りというのは、声をかけていただいたり、お話をするとたいへん喜びます。 また、民間企業ですね、宅配関係はたいへん企業であるがゆえに難しいところもあるかもしれませんが、1社でも2社でも協力をしていただくようにご努力のほどよろしくお願い申し上げます。 以上で、私の一般質問を終わります。
議 長	これにて、8番 久保大六議員の一般質問を終了いたします。
休 憩	
議 長	ここで、休憩をいたします。 午後1時より、再開いたします。
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一番質問を行います。 (13:00)
議 長	13番 河内直子議員
河内議員	通告に従い、順次質問をさせていただきます。 大きく暮らし・福祉を守る取り組みについてと、安心・安全のまちづくりへの取り組みについて、お伺いをいたします。 初めに、暮らし・福祉を守る取り組みについて、2点ほどお尋ねします。 まず、高齢者・障がい者の方々への在宅看護の充実についてです。 在宅介護者リフレッシュ事業はそつたく基金を利用した、在宅で高齢者、障がい者を介護している家族を対象に、宿泊、日帰り旅行等で、日頃の介護から手を離し、介護者同士が語り合い、楽しんで、明日からの介護をリフレッシュして、より良い介護に取り組んでいただけるよう、社会福祉協議会に委託して行われています。 今年は10月31日と11月6日に、久住高原コテージで食事、入浴、紅葉狩りをされ、合わせて32名の方が参加されたと伺っています。 10月末現在、筑前町には要支援1、2の方が219人、要介護1から5の方が889人、併せて、1108名の方が認定を受けておられます。 このうち施設に入所されている方が約270名ということですので、残りの約840名の方が在宅で介護をされていることになります。 在宅介護と一口で言っていますが、その実態は口には出せないぐらい大変なご苦労をされているのではないのでしょうか。核家族化が進み、高齢者のみの世帯も増えつつあります。そんな中で1人が倒れたら、高齢者の方が高齢者の方を介護する、いわゆる老老介護となってしまう。高齢者の方が介護に疲れ果て、連れ合いをあやめてしまうという痛ましい事件も起こっています。 共稼ぎでやっと生活していた家族の方も、親が倒れ、介護のためやむなく仕事を離

	れるという事態も多々起きています。そんな介護者の方の苦労を一時でも休ませてあげるといのが、この事業ではないでしょうか。 今回の参加者の方々のアンケートでも、「春と秋、2回開催してほしい」という意見が大半だったそうです。ぜひ検討していただきたいと思いますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 そったく基金活用事業の1つといたしまして、社会福祉協議会に委託し実施をしている事業でございます。高齢者等を在宅で介護している家族の方を、日常の介護から一時的に開放し、介護者の心身のリフレッシュを図るとともに、高齢者等の在宅での生活維持継続及び向上を図ることを目的として実施をいたしております。 日帰りではありますけれども、参加しやすいように日程調整をし、2回に分けて実施をしております。平成23年度は35人、今年度が39人ということで伺っておりますが、そういった参加実績でございます。 先ほど申されましたように、参加者の方のアンケートの集約結果からも、たいへん喜ばれている事業でございます。 2カ年事業としてスタートいたしましたので、今年度で終わりますけれども、在宅介護者の介護負担軽減が必要な事業と捉えておりますので、拡充し継続事業として、現在検討をしております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	私は、社協の方から32名と伺いました。 拡充していきたいということですが、今行われているのは秋だけだと思うんですが、春と秋、だから春2回、秋2回、4回のお考えはないでしょうか。
議 長	福祉課長
福祉課長	現在は年1回ということで実施をしておりますので、一応案としては、今後協議をしていきますけれども、年2回程度ということで、現段階では考えております。
議 長	河内議員
河内議員	アンケートに寄せられた方の声を紹介します。 「日頃の疲れもイライラも飛ぶ」、「久し振り癒しになった」、「ストレスを発散できた」、「リフレッシュできた」、「1日ゆっくりと心の休養をさせてもらった」、「いつも張りつめた気持ちが和らいだ」というアンケートに寄せられた参加者の声を紹介し、次に進みます。 次に、障害者福祉計画に謳われている第3部、第3章、地域生活支援事業の中の相談支援事業について、お尋ねをいたします。 この事業は、障害のある人や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や、その早期発見のため、関係機関との連絡調整、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行うというものです。 障害のある方々の地域生活にとって相談支援は不可欠と思いますが、現在、相談員の方々は、身体、知的、精神、各々何名いらっしゃるのか、まずお尋ねをいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 障がい者相談支援事業を、これも社会福祉協議会に委託をし実施をしております。障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。 相談員さんにつきましては、身体的、精神の3障害対応ということで、2人でござ

	います。月３０件から４０件程度の相談に応じている状況でございます。 さらに平成２４年度から県の権限移譲等の関係で、町に移管されております相談業務の関係で、町の身体障がい者福祉協会等の団体からの相談員さんが５人、そういった体制で相談業務に対応している状況でございます。
議 長	河内議員
河内議員	平成２４年４月末現在、筑前町には身体障がい者の方が１，４１８名、知的障害の方が１７３名、精神障害の方が７９名、合せて１，６７０名の方がいらっしゃいます。 １人で抱える人数はたいへんな数になると思うのですが、八女市では身体障がい者相談員の方が１１人もいらっしゃいます。そして、八女市のホームページにお名前と連絡先、これは電話番号ですが、電話番号を記載して、いつでも相談に応じられる体制が整っているようですが、筑前町では先ほど言われた２人プラス５人、７人で、そういった体制はできているのか、お尋ねをいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 先ほどの相談員さんと別に、当然福祉課、所管課といたしまして、担当課のほうで日常的に常時相談対応等は、当然しておりますので、そういった体制で、現段階では相談等に応じているという状況でございます。
議 長	河内議員
河内議員	障害のある方がいざ困ったときに、どこに相談していいのか皆目分からないのでは何もありません。筑前町では社会福祉協議会と社会福祉法人こぐま福祉会がこの支援事業を行っています。 該当者に対して、障がい者に対しての周知はどのようにされているのか、お尋ねをいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 基本的には広報等で周知を図っている現状でございます。 それともう１点、これは、来年度からになりますけれども、町内の障害福祉サービス事業所の施設の専門相談員さん等の相談の実施ということで、来年４月から、月１回程度で新たに相談業務等の実施をしていく予定でございます。
議 長	河内議員
河内議員	第２期障がい者福祉計画の検証の中でも、相談事業開始後はサービス利用者は著しく増加しており、障害福祉サービス向上に繋がったと考えられると検証しています。 今後とも継続、充実した取り組みをお願いして、次に進みます。 次に、介護保険法と障がい者自立支援法との関係についてですが、これらのほうにおけるサービスでは、同じサービスでもその内容に違いがあり、同じサービスにおいては、介護保険が優先されています。 介護保険は高齢者を対象とした認定基準であり、障害のある方々にとっては矛盾が多いと伺っています。また、費用の点でも負担上限が、介護保険１９，８００円、支援法は９，８００円と１万円の開きがあり、所得制限の基準も相違しています。選択はできないのか、お尋ねをいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 自立支援給付と介護保険給付との調整ということになるかと思います。 サービス内容や機能から障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には相当する介護保険サービスを優先して受けるということになります。議員ご指摘のとおりでございます。

	ただし、障がい者の方が同様のサービスを希望する場合でも、心身の状況やサービス利用を必要とする理由は様々であり、介護保険サービスにより必要な支援を受けることができるかを、一概に判断することは困難かと思われます。 このため、障害福祉サービスの種類に応じて、相当する介護保険サービスを特定し、その介護保険サービスを優先的に利用する取扱い等はしていません。 要するに市町村は、申請があった障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容、利用、意向を聴き取りにより把握の上、必要としている支援内容について、障害福祉サービスより提供を受けることが可能か否かを判断をいたします。 なお、サービス内容や機能から相当する介護保険サービスがない障害福祉サービス固有のサービスにつきましては、自立支援給付が支給されることになります。 行動援護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等がこれにあたるかと思います。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	同じサービスでも状況によっては、障がい者自立支援法を受けられるというふうに理解してよろしいですか。
議 長	福祉課長
福祉課長	現在でも筑前町におきましても、自立支援給付の介護給付等の受給を受けている方がございまして、介護保険のサービスもありますけれども、そのサービスよりも自立支援給付の介護給付が妥当であるということであれば、そういったことになります。現実には、そういった介護給付、自立支援給付の介護給付を受給されている方もおられます。
議 長	河内議員
河内議員	妥当であるという判断は、どなたがされるのでしょうか。
議 長	福祉課長
福祉課長	筑前町の障害程度区分認定審査会での決定ということになります。
議 長	河内議員
河内議員	今後さらに障害のある方々、高齢者の方々やその家族の方々への支援を充実していただき、誰もが住み慣れた地域で共に支えあい、自分らしく安心して暮らせるまちづくりを進めていただくことをお願いし、次に進みます。 次に、筑紫野市山家に建設予定の産業廃棄物処理施設エコセンチュリー21について、お尋ねをします。 産廃問題は、住民の生活環境に大きく影響を及ぼします。地元の皆さんの、ふるさと自分たちの手で守ろうという決意はたいへん強いものがあります。それは、たくさんの建設反対の幟や看板にも表れています。 それは、私たちも一般廃棄物の焼却施設ではありましたが、あのサン・ポート建設時に、まさに地域を二分する事態に陥った経験も、まだ記憶に新しいのではないのでしょうか。 筑紫野市議会は、住民からの建設反対の請願を全会一致で採択しています。にもかかわらず、地元住民への説明会が継続して行われています。 筑前町は下流域にあたり、施設からの放流水は山家川へと流れこんできます。 議会が反対を表明しても建設は可能なのか、また、もし建設された場合、下流域にあたる筑前町に影響はないのか、お尋ねをいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 議員ご質問の件につきましては、現在、福岡県の産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の手続きに沿って、環境調査関係の地元説明会が開

	かれています状況でございます。議員、ご指摘のとおりでございます。 このように、水質等の心配も予想されますので、設置予定の自治体ではございませんけれども、下流域にあたります筑前町といたしましては、今後も事業の説明会等の進捗を見守っていききたいと、注視していききたいと、このように考えております。 また、福岡県や隣の筑紫野市さんのほうからの情報提供も、今後引き続きお願いしていきたいと、このように考えておるところです。
議 長	河内議員
河内議員	このエコセンチュリー２１の施設は、株式会社環境施設の敷地内に建設予定となっています。 環境施設は調整池への流水及び調整池からの放流水のPHが基準値外であることで、県からの指導を４月と６月に２回も受けています。このことはご存じでしょうか、お尋ねをします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	議員ご指摘の４月と６月につきましては、その時点では把握しておりません。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	４月１１日、調整池への流水及び調整池からの放流水のPHが、PH１１と高い状況であった。原因を調査した結果、場内の最上段による改良土から流れ出る雨水、雨水のPHが高いことが判明、改良土から流れ出る雨水は、場内上段の中和槽に入るように設計されているが、一部中和槽に入らず、そのまま側溝に流れる水があることが判明というもので、環境施設は４月１５日に、県保健所に報告書を提出しています。 また、６月２５日、調整池からの放流水が、PH３から４と今度は低く指導を受け、緊急処置として、散水車の水を槽内に放流することにより、槽内の水を混合希釈し、PHを基準内にする措置を取っています。 この原因は、２４日の大雨により、調整池の数値が上がる傾向だったので、調整池に中和剤希硫酸を手作業で投入を行ったことによる、中和剤の過剰投入によるものであり、全くの初歩的なミスと言えるのではないのでしょうか。 いずれの２件とも、県の立ち入り調査で判明したものであり、指摘を受けなければ基準値外の水が河川に流れ続けていたことになります。 筑紫野市には県環境指導課から、４月と６月にPH指導基準値外放流があり、指導したと連絡があったそうです。 先ほど課長はご存じないということで、下流域にあたる筑前町には、県からはなかったものと考えますが。 先ほど課長も言われますように、今後、こういった状況が起きたときは、筑前町にも報告をしてもらうよう、県及び筑紫野市にも要請をしていただきたいと思います。 食と平和の発信地である筑前町で、農作物に影響を与えるようなことはあってはならないと思います。事態が発生したときの対応、対処も対策も検討していく必要があるということを申し述べ、次に移ります。 次に、安心・安全のまちづくりへの取り組みについて、お尋ねをいたします。 まず、初めに、大刀洗平和記念館を支援する会の会員についてですが。 平成２１年１０月のオープン時に、支援する会への会員の募集を大々的に行い、私たち議員の多くも入会しています。そのときに頂いた入館パスポート、これです。が、有効期限が平成２４年、今年の４月までとなっています。 今年に入って再加入のお誘いもなかったようですが、普通こういう種類の会員証というのは、有効期限が近づく頃に再加入の案内が届き、継続していただいているようです。

	会員の現状は、今どうなっているのか、お尋ねをいたします。
議 長	企画課長
企画課長	私からお答えをいたします。 まず、本題に入ります前に、この支援する会でございますけれども、ご案内のようにですね、任意の民間の団体でございます。事務局を町が担っているということでございまして、正副町長が役員を務めている、そういった組織ではないことを、まず申し上げます。 そこで、この組織でございますけれども、これは、すでに今年の3月31日をもって解散をいたしております。これにつきましては、規約に規定がされてございました。 規約を読み上げさせていただきますと、この第2条、発足、解散ということを謳っておりましてですね、本会は、活動期間を限定した会として発足する。発足は平成21年3月1日とし、平成24年3月末日をもって解散すると、こういった規定になっているわけございまして、ご加入いただきました会員の方にはですね、そのときにこういった規約が配布されておりますので、当然、会員の方はご承知おきいただいているものと、そのように思っております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	私も多分頂いていると思いますが、見落としていたようです。 年々入館者が減っていく中、入館者を増やすためにも、こういった支援する会は必要ではないかと考えますが、見解をお尋ねします。
議 長	企画課長
企画課長	お答えいたします。 先ほど申し上げましたとおり、この支援する会、今年の3月末日をもって解散をいたしております。現在はそういった組織はないような状態でございますので、町といたしましても、これまでこの記念館がですね、地域住民の方の誇りとなりまして、そして支えられた施設になるように、運営に心がけてきたつもりでございます。 当然ですね、この館を住民の手によって支援していただくような、そういった組織ができることを強く望んできたところでございます。 しかしながら、現実にはなかなか厳しくてですね、住民の手によるこういった組織というのが立ち上がっておりません。 そういったことからですね、ぜひともこういった組織を作っていただきたいと切望いたしておりますので、今後におきましては、私ども行政のほうもこの組織の設立に向けまして、支援をさせていただきましてですね、こういった組織をぜひとも立ち上げていただくように、いろいろ働きかけをしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	あくまで民間主導で、こういった組織を作ってもらいたいということだろうと思います。 先日、山本新館長とお話する機会があったのですが、その中で、今年は子どもたちが平和学習で、昨年より2千人ほど多く訪れているということでした。今後とも知恵を出し合い、より多くの方々に平和の大切さ、戦争の悲惨さを伝え、発信していただきたいと思います。 次に、みなみの里について、お尋ねします。 みなみの里の炭焼小屋についてですが、3月定例会の一般質問の答弁で、炭焼小屋は取り壊す方向で検討したいということでしたが、未だそのままになっているようです。製作者の思い、町長の煙のたなびく昔ながらの農村の風景の思いも多々あるとは

	と思いますが、かといって、あのまま放置しておくというわけにもいかないのではないのでしょうか。今後有効利用も含め、どうするのか、お尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	私のほうからお答えをいたします。 平成24年第1回の一般質問のおり、解体後の跡地利用も含めて、解体の方向で検討したいという回答をいたしておりました。 あの施設につきましては、みなみの里のコンセプトでもありました昭和30年代の時代の農の暮らしをイメージした建物でもありまして、地域の歴史や農村文化を都市部からの来館者に伝えるとともに、昔を懐かしむことができるような機会を与えるためにも、この炭焼小屋はまだ存続をしておくべきではないかという、いろんな方々からのご意見も多いところでございます。 そのために当分は、傷んでいるところにつきましては修復もいたしながら、存続をさせていただきたいというふうに考えております。 今後は、跡地利用の問題も含めて検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	きちんとした管理をお願いしておきます。 みなみの里のお客様の大半は、新鮮な生産者の顔が見える商品を購入する目的で訪れているのではないのでしょうか。 そのお客様の目を引くような、思わず近づいてしまう、そんなシンボリックな建物に生まれ変わることを期待して、次に進みます。 最後の質問になります。 子どもたちが安心・安全に通行できるよう、通学路の草刈りをということですが、今は季節も冬に向かい、道路の雑草も枯れてはいますが、これが梅雨時になると、子どもたちの背丈の半分ぐらい生い茂ってしまいます。せっかく歩道があっても草をよけながらの通行となってしまいます。 地元の皆さんの協力で、草を刈ってくださっているところはよいのですが、協力が得られない箇所では、そのままの状態が続いています。 また、歩道のない農道が通学路になっている子どもたちは、畦から伸びた草で、白線まで覆われ、やむなく草の生えていない車道を通行しています。 農道の横には側溝があり、車が来たときに車をよけ、側溝に落ち込んだという話も耳にします。 通学路になっていない農道でも同じことが言えます。概して農道は道幅が狭く、車が離合するときには白線の位置が分からず、接触すれすれの状態です。農道で、白線が草で覆われているところが多々見受けられますが、道路の管理はどうなっているのか、お尋ねをいたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 建設課関連でありますので、私よりお答えいたします。 交通安全面を考えればですね、必要なことであると考えます。路肩の雑草が繁茂している状況が、場所によってはあることは認識しております。 町として、予算的、人的に、全町実施というのは難しい部分がありますが、県道、町道を問わず、できるだけ各地域、行政区の道路愛護やクリーン運動等においてですね、また、環境保全を守っていただきたい。また、農地・水・環境等の共同作業等でも協力をいただけたらと考えておるところでございます。 特に、緊急に必要な箇所についてはですね、届けをいただいた通学道路の現場の、

	必要に応じて重要度を判定し、道路管理者において、できるところは実施してまいります。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	せっかく引いた白線が役に立たなくなってしまっただけでは何にもなりません。早急な対応をお願いします。 平成24年度通学路危険箇所調査結果では、町内に、実に100カ所もの危険箇所があるということです。この検証は次回にお尋ねしたいと思いますが、教育課として、通学路の草刈りについて、どのような見解を持っておられるのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	私のほうからお答えさせていただきます。 児童・生徒が安心して登下校できる安全の確保や環境づくりにつきましては、町民すべての願いであります。教育委員会としましては、通学路の安全確保については、町教育施策に掲げておりますように、最も重要な教育課題の1つであると認識しております。 議員ご指摘の通学路の安全確保に係わる通学路の草刈りにつきましては、これまで道路管理者や関係機関等と連携して取り組んでまいっておりますし、また、各学校におきましても、PTA、地方分会等を通じて、関係地方の皆様、自助による除草等の協力をお願いしてきたところでございます。 なお、本年度から筑前町では、すべての小中学校で、コミュニティスクールとしての取り組みを行っております。 現在、安心・安全な学校づくりを含め、学校が抱える様々な教育課題について熟議を重ね、課題を解決していただいている状況であります。教育委員会といたしましては、コミュニティスクールが自助の立場に立って、児童・生徒の登下校の安全を確保するため、草刈りなどの環境整備を自主的に取り組んでいただくようお願いしたいと考えております。 一応、学校を通じまして、各PTA、地方分会等を通じ、各地域をお願いをしたいというふうに考えております。 今後も通学路の安全確保のために、関係機関とも連携し、自助の取り組みを積極的に育成、支援するとともに、学校教育全体を通じて、総合的に児童・生徒の危機対応能力の育成にも取り組んでまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	子どもたちは町の宝です。その宝の命を悲惨な事故で失うということは、あってはなりません。今後とも子どもたちの安心・安全のための手立てを尽くしていただくことをお願いし、私の質問を終わります。
議 長	これにて、13番 河内直子議員の一般質問を終了いたします。
休 憩	
議 長	ここで、休憩をいたします。 1時50分より再開をいたします。 (13:36)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (13:50)
議 長	10番 梅田美代子議員
梅田議員	まず、健康政策について、の質問をさせていただきます。

	今回の質問は、以前質問いたしました内容の再質問でございます。その後、どのように検討していただいたのかを、伺いたいと思います。 質問に入ります前に、事前に議長と担当課長にはお伝えし、了承していただいておりますが、要旨②が、私の思い違いで、「命の体温計」となっております。「こころの体温計」と訂正させていただき、質問に入らせていただきます。 まず、1番、子宮頸がん検診のヒトパピローマウイルス（HPV）検査導入をということで、質問をいたします。 平成22年6月議会にて質問をいたしました。 今年8月29日、福岡で開催されました公益社団法人日本産婦人科医科主催のHPV DNA検査併用健診の勉強会に参加してまいりました。 子宮頸がんは20歳から30代の若い女性に増えていることは理解されていることと思います。 どこの政党が一番頑張って、女性のがん対策にこれまで積極的に取り組んできたかということ、あえてこの場では申しませんが、2009年度から子宮頸がん検診において、特定の対象年齢者には無料受診クーポン券が配布され、受診のきっかけとなっています。受診率が向上しております。 2011年度からは、接種費用が4万から5万円と高額な子宮頸がんワクチン接種への公費助成を実現し、ほぼ全自治体で実施がされております。思春期をお持ちの女の子のいる保護者からは、たいへん喜ばれております。 子宮頸がんはワクチン接種と健診による早期発見で予防が可能な時代に入ったと言われております。 厚生省は、従来からの細胞診に加えてHPV検査を来年度から導入する方針を固めております。HPV検査への補助を柱とする新規事業費116億円を盛り込むと聞いております。 これまでは各自治体ごとでHPV併用検診、島根県が主に有名でございますが、やっておりましたが、厚労省は早期発見のため、30歳代の検診を中心に実施する予定と聞いております。 国の動向と併せまして、本町において、この細胞診とHPV併用による子宮頸がん健診導入、どのように考えておられるのか、見解を伺います。
議長	健康課長
健康課長	健康課のほうより、お答えさせていただきます。 以前に、平成22年の2回定例会において質問をいただいておりますけれども、そのときに感染からがんへの流れでありますとか、学術的な判断、陽性者に対する対応の問題などを判断材料としまして、今後の結果を見守っていきたいというようなことでお答えをしておりましたが、状況的に申しますと、そのときとあまり変化はあつてないというようなことでございます。 ただ、議員言われますように、報道機関によりますと、国において25年度の予算で概算要求がなされているということで聞いております。 無料クーポン等のやり方というようなことで、報道されていたと思いますけれども、しかし、11月13日に行われました厚生労働省がん検診のあり方に関する検討会では、国のがん検診指針への位置付けは、まだ時期尚早との結論が出されています。 その理由としまして、早期発見による効果、それから感度、特異度等の制度、不利益、実施方法、対象年齢や検診の間隔、それから実務上の課題というようなことで、以上を検証する必要があるというようなことで結論付けられております。 健康課としまして、課内でいろいろ検討は行っておりますけれども、問題としてですね、一生の中で80%の女性が感染すると言われておりますし、一度治癒しても再度感染をすると。

	そういう中では、要精密者の対象が、今の検診と比べますと6倍にもなるというような結果も出ております。 それから、ヒトパピローマウイルス、HPVの検査は、スクリーニング検査ということで、対象者を絞り込む検査というようなことになります。 その中で陽性であっても、ほとんどの方ががんへ移行することはないというようなことで、その方々への対応の方法、不安を取り除く方法とかですね、感染してから6年から10年後にがん化するというとも言われております。 その間のフォロー体制であるとか、感染しますと、感染が継続しますと異型細胞というのが増殖するんですけども、その段階であると治療方法がありますけれども、HPV感染だけでは、まだ治療が保険適用でないこと。それから、HPVは100種類以上ありますけれども、がんに影響するという部分が40種類と言われております。そのすべてがカバーできるのか。 それから、また文献によりますと、子宮頸がんの原因を100%HPV、ヒトパピローマウイルスであるということが、なかなか出てきません。100%あると書いてあるものもあれば、文献によっては、「ほぼ」とかいう言葉で表現してあったり、ある文献によりますと、70%というようなことも記載されてある文献もあります。 また、私どもではなかなかこの実証というのは、なかなか難しい部分がございますので、こういう問題を国に示していただかなければならない。それと町としても考えなければならぬフォロー体制であるとか、そういう問題がございますので、この時期にまだ結論は出せないというようなことが現実だと思っております。 女性がん検診につきましては、2年に一度の検診で、ほぼ初期的な段階で発見ができるということと言われておりますけれども、筑前町では毎年これを行っております。確実に受診していただければ、細胞ががん化する前の、先ほど申しました異型細胞の段階というところで発見することも可能でございます。 そうしますと、異型細胞化した段階で治療していただくということが可能ということになります。 そういうような状況の中で、今後ですね、国の予算が成立した場合には、研修会でありましたり、説明会等が開催されると思いますので、その結果を見守って、結論を出していきたいというふうに考えております。以上でございます。
議長	梅田議員
梅田議員	前回と同じような回答でございましたけれども、前回に引き続き課長におかれましては、しっかり勉強していただいたことを感謝申し上げます。 私が、なぜこの質問を取り上げるのかと言いますと、併用検診導入によりますメリットというのがございます。一応、4点にわたって申し上げたいと思いますが。 まずは、前がん病変の発見精度が向上するということですね。それと2番目に、将来の病変発生リスクが分かることによりまして、HPVが陰性であれば、将来的発生リスクが極めて低い。ということは、受診者は大きな安心が得られるということです。検診受診間隔が延長できるということなんです。今は1年に1回検診をされておりますが、これが、細胞診とHPVがマイナスであれば、3年目に検診をすればいいということで、検診受診間隔が延長できる。この検診受診間隔が延長できるということによりまして、費用対効果が期待できるということで、すでに実施しております自治体によりますと、約30%の費用が削減できると言われております。 日本は欧米に比較いたしますと、検診受診率がたいへん低いとされております。この浮いたお金ですね、30%削減効果がございますので、この削減分の費用を受診勧奨、啓発に回すことができ、そして受診者が多くなれば、本当に早期発見に繋がりますので、より多くの方たちの命を救うことができる、命を守ることができるということです。

	また、検診の終了年齢なんですけれども、過去10年以内に細胞診に異常がなくて、連続3回以上細胞診マイナスで、これが65歳以上の最後の検診で、細胞診もHPVもマイナスであれば、その時点で検診をする必要がない、終了できる、年齢的にはですね、というふうにも言われております。 ということは、受診者が両方ともマイナス、65歳以上であれば、その先は検診に行かなくていいわけですので、そういった精神的な負担が避けられるという、こういうメリットがあるわけなんです。 今申し上げましたメリットがありまして、そして何よりも30%の削減効果がある、こういうことがございますのでですね、ぜひ自治体によって導入しているところはすでにあるわけですので、ぜひ導入をと期待をいたしますが、今、申し上げました併用兼用のメリット、今聞かれまして、課長、どのように評価、ご判断なさいますでしょうか。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 今、メリットを3点ほど上げていただきましたけれども。 ただ、検診後の方法であるとか、そういうものが確立をされていない状況でございます。 そういう中で、なかなか費用の面であるとか、例えば6倍の陽性者が出るという場合に、人的な問題であるとかですね、そういう目に見えない費用的なものも上がってきます。それと陽性者に対する検診がですね、陰性者については3年後でいいということで、外すことができますけれども、今度は陽性者に対する検診がですね、陽性であって細胞診が陽性の場合には、こういう検診であるとか、HPVが陽性で細胞診が陰性の場合とかですね、その場合、場合によってまた検診の方法が変わってきます。 そういういろんな方法が確立されてない中でですね、なかなか経費が出せないというのが現状かなと思います。 それと、今、島根で行われております、その検診の結果だけではですね、やはり先ほど申しました厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会の中でも、まだデータ不足ということですね、その結論を出しきっていないというようなところもあります。 それと、まだこれが100%であるというようなことがですね、なかなか明確に打ち出されていない、特異な体質であったりとか、そういうものがはっきり明らかにされていないというような状況もございます。 ですから、ここはやはり早急な結論を出すよりも、まだデータとかが揃うのを待つべきかな、というふうに考えている次第でございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	今ですね、24年の7月現在で、全国21市町村、そして島根県が全域で実施をされております。 先ほど課長が言われましたように、女性の8割が一生に一度は感染する。そしてまた、感染しても免疫力によって自然消滅するということもございますので、必ず発症するというわけではありませんので、そういう感染したというプラスのデータが出たからといって過剰に心配することはないわけなんです。 しかしながら、毎年約1万5千人の人が発症しておりまして、現在若い方、20代、30代の、そしてまた幼子を抱えた母親がですね、感染率が高いと言われておりますので、やはり未来ある若い方たちの命をですね、ぜひ守るためにも、すでに今言いました、全国で市町村また島根県で実施がされているわけでございますので、この分をですね、十分研究をしていただきまして、わが町で導入、やはり他市町村がこういう

	ふうでできているということであればですね、できないことはないんじゃないかなというふうに、私は判断しております。そしてまた、勉強会にも行かせていただきまして、これはやはりぜひわが町で導入していただきたいという思いを強くしてまいりましたので、もう回答は求めませんけれども、ぜひさらなる研究をしていただきまして、そして、また、国が大きく動き出すと思います。 そのときに速やかに実施ができますように、準備ということにはならないと思いますけれども、速やかにできるようにやっていただきたいと思います。 次の質問に移ります。 2番目、うつ病等を早期チェックできる「こころの体温計」をホームページにということで、これは、23年3月議会にて提案をさせていただきました。 ご承知のように、社会の急激な変化に伴いまして、そしてまた景気低迷の中、雇用問題等も含めて、私たちを取り巻く環境、若い方たちの環境、たいへん厳しいものがございます。いわゆるストレス社会と言われているとおりでございます。 また、だれか特別な方が発症するということではなく、いつでも、どなたでもなり得る可能性があるというのが、こういった精神疾患でありまして、うつの病でございます。近年本当に多くなってきております。 心の相談が月1回、11時から15時の間でコスモスプラザで開催されておるようでございます。そしてまた、防災無線等を通じてですね、「よく眠れていますか。眠れてない方はご相談ください」というようなことで、呼びかけもしていただいております。この努力に対しましては本当に評価いたしております。 前回質問したおりに、相談件数が9件だったということで、こういった心の病に対しては、把握も難しいという回答でございましたが、現在どのような状況になっておりますのか、また、相談件数、把握状況、性別とか年代別とか、もし分かりましたらお尋ねをいたします。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 22年につきましては、先ほど言われましたとおり9件、6回で9件というようなことでございます。 23年度につきましては、同じく6回で13件、24年度につきましては、あと5回ほど残しておるんですけれども、その中で9件というようなことでございます。 性別、年齢につきましては集計をいたしておりません。 ただ、内訳でありますとか、そういうものについては集計がございましたけれども、例えば不登校が1件であるとかですね、思春期の問題が1件、それから高齢者の問題が2件、引きこもりの問題が2件、精神一般で4件、気分の問題で3件というようなことで、これは、23年度の実績でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	町のホームページを開きますと、「うつ病を早く気づいて早めの対応を」という項目がありまして、クリックいたしますと、厚労省のうつ病対策マニュアルより、「周りの人が気づくうつ病のサイン」とか「自殺予防の10プラス1」とか、そういうふうなことで、そしてまたそこには専門の相談窓口、こういったところに相談したらいいですよということで、掲載がされておりますので、努力はしていただいているんだなというふうには感じますが。 これまでの、このホームページを通してのアクセス件数というのはどのようになっていますか。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。

	アクセス件数につきましては、ホームページをリニューアルしましてからの分でありましても、多い月で60件ほど、少ない月で13、4件というようなことで、平均しますと月大体32件でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	このアクセス件数、やはり多いのかなというふうに判断いたしますけれども、こういったものをアクセスして、利用されて、そしてこれを足掛かりにして相談に来られるとか、そういったことについてはどうでしょうか。 そして、相談に来られた場合ですが、コスモスプラザでは、差支えない程度でいいんですが、どういう担当の方がどういう形でご相談に乗っておられるのか、お伺いいたします。
議 長	健康課長
健康課長	まず、どういう人がというようなことですが、 今、精神保健福祉士という方をお願いをしております。2人おられまして、交互にやっただいているというようなことでございますが、前は精神科のお医者さんをお願いしておったわけですが、なかなか時間が取れないというようなことで、時間が短かったりというような問題があったんですけども、精神保健福祉士をお願いしまして、大体1日5時間の時間を取っていただいております。 ですから、件数的には1日に多くても2件程度の予約でしか入ってきませんので、ほぼ半日、2時間半とかですね、そういう相談をお受けしております。 この効果としましては、時間がとれる分じっくり話しこめると。そして、こちらからの押し付けじゃなくてですね、いろんな条件の中から相談者の方が自分に合ったようなものを取り入れられるというようなことで、そういう利点があるというようなことで聞いております。 それと相談内容ですかね。 例としましては、先ほどの精神保健福祉士をお願いしまして、保健所との連携が取りやすくなったというようなことで、1つの例としましては、DVで悩んである方ですね、保健所と同行して訪問をしたりとかですね、そういうことがっております。 他の内容につきましては、先ほど申し上げましたような、閉じこもりの問題であったりとかですね、思春期の対応、それから精神疾患で治療中の方の相談とかですね、そういうのを受けているというふうに聞いております。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	先ほどのホームページへのアクセス件数が60件、平均して32件ということでしたが。 実は、私、ストレス度を診断する「こころの体温計」をホームページに掲載することを提案しておりましたが、兵庫県西宮市、大きな市ではありますけれども、今年4月から導入いたしました結果、当初の1カ月で4万件近いアクセスがあったということ聞いております。 やはり気軽にアクセスできて、ちょっとチェックしてみようかなという気持ちで、早めに自分や、またご家族の方がストレス度をチェックできる、ある意味ゲーム感覚みたいな感じでですね、そして自分や家族の状況を早めに気付き、心の相談等に行ってみようかなという気持ちにもなられる。専門家に相談してみようかなという気持ちにもなられて、やはり重症化する前に、そういう対応ができるということになるんじゃないかなと思ひまして、この「こころの体温計」の導入ですね。 確かに町のホームページで今掲載されておりますけれども、もう一步みんなが近寄りやすい、アクセスしやすい、そういうものということで、「こころの体温計」ということを提案している次第であります。

	本人モードとか赤ちゃんママモードとか、それぞれ5つぐらい、この心の体温計の中にはあるそうでございますので、これについての導入、もし導入した場合、どの程度費用がかかるとお考えなのか、お尋ねいたします。
議 長	健康課長
健康課長	まず、経費的な面ですけれども、につきましては、そこそこの規模の町、市で違うというようなことで、年間維持費が高いところで50万ぐらい、安いところで10万ぐらいというようなことであります。 ほとんどの市町村が、地域自殺対策緊急強化基金からの交付金でまかなってあるというようなことでですね、業者さんのほうが大体、その金額に大体合せて見積もってくれるというようなことでもあるようです。 これは、全国です、今、インターネットで確認できる分につきましては、27市町村で行われているようでございます。 福岡県につきましては柳川市で、議員おっしゃいましたように、この心の体温計と言いますのは、やはり遊び感覚であったり、占いを見るような感覚です、見るものかなという感じは受けております。 取り入れてある市町村につきましては、やはりその下を書いてあります、例えば、相談窓口の電話番号であったりとかですね、それをPRするために取り入れてある分が多いのかなというふうに考えています。 ただ、先ほどホームページのアクセス数あたりも申し上げましたけれども、どーんとかがし祭りのときのアクセス数とかですね、そういうのに比べますと、やはり月32件程度というのはですね、私たちもチェックのために見ることもありますので、それからするとかなり低いレベルなのかなというふうに思っております。 ホームページがまだ活用が、そういう状況には至っていないのかなというふうに思っております。 ただ、広報とかですね、まだ防災無線での情報伝達のほうが、筑前町としてはストレートに入っているのかなというふうに思っております。 ただ、この心の体温計について、県の精神保健センターあたりに問い合わせますと、インターネットでだれがアクセスしたか分からないような状況です、後のフォロー体制、相談があればいいんですけれども、フォロー体制ができないということで、仮に悪い結果が出たときに、内にこもってしまわれるほうが危険ではないか。というような感想もあるというようなことでございます。 それと、町としましては、それよりももっと差し迫った部分をどうにかしていきたいというようなことで、いろいろ計画をしておるわけですが、この基金自体がですね、今の段階でいきますと、26年度に基金がなくなると。なるべく持続可能な事業を組み立ててほしいというようなことで、県からは要請を受けているところでございます。 そういう意味からですね、先ほどの、まだ構想中でございますけれども、精神保健福祉士などに相談してですね、家族会的なものとかですね、グループでのカウンセリングとか、今、町としてはそちらのほうに力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	厚労省が、がんと脳卒中と心臓病と糖尿病、精神疾患、これを5大疾患ということで加えておりますので、そしてまた、課長もよくご存じだと思いますけれども、3万人を、常に自殺者が推移している状況であります。8人に1人がうつ病、何らかの経験があるという、そういう現代社会でございますので、ぜひですね、これは本当に、今、心の体温計申し上げましたけれども、やはりそういった方々に丁寧に丁寧に寄り

	添っていただくということが、本当に大事だと思いますし、相談体制をしっかり充実していただきたいと思います。 町も、先ほどから言っております、すでに掲載されていますホームページなんですが、そこにですね、コスモスプラザでこういうふうに相談ができますよということが、広報、カレンダーはホームページに載っていますが、ここの心の病の部分をクリックしたときに、このコスモスプラザでやっていますということは何も書かれてないわけなんです。 ここで、こういうふうに相談をやっていますということは、ぜひ掲載の必要があるんじゃないかなというふうに感じましたので、よろしく願いをいたします。 次の質問に移らせていただきます。 救急医療情報キットの配布ということで、これが２３年６月で質問させていただいたものでございます。 高齢者単独世帯が、そのときに２３年７月現在でございましたが、７４６世帯、夫婦のみ世帯が９４０世帯、同居世帯が２，６８０世帯、そして２３年６月１日で要支援、要援護者台帳の登録者数は２２０人ということでございました。 ご承知のように、事故や体調が急変したとき、緊急事態、昼夜を問わないわけでございますけれども、救急車を呼びますが、本当に周囲の健康な家族の方でありまして、慌てて気が動転しますと、何をどう話したらいいのか分からない、順序立ててきちっと救急隊員に正確な情報を伝えることができないというのは、これがもう普通の状態じゃないかなと思います。 それで、ましてや独居の高齢者の方とか単身世帯の方、また、障がい者のみの世帯の方というのは、なおさらのことじゃないかなと思ひまして、この緊急時に速やかに情報伝達を伝えることができるということで、このセーフティネットとして役に立つ救急医療情報キットをぜひ、これは冷蔵庫に入れて利用するというので、６月議会で申し上げておりました。去年の。 どうなったのかなと思ひましたら、この１２月議会におきまして、高齢者等地域支援あい体制づくり事業ということで７８５千円が、そして、県支出金を１００％充当するということで予算を組んでいただいております、本当にありがたいなという思いで受け止めさせていただきました。 これをですね、やはり有効に活用していただくために、じゃあ具体的にどういう事業内容で、何人分を見込まれて、どのような啓発、推進をされるのかなということを、まずお尋ねをいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 救急医療情報キットにつきましては、議員ご発言のとおりでございます。 本町といたしまして、少し経過をご説明いたしますけれども。 平成１９年度に要援護者ネットワーク台帳のシステムを導入いたしまして、平成２０年度から登録を開始をいたしました。 現在の要援護者数、登録をしている方でありまして、約２２０名程度ということでございます。 要援護者の方々の救急時連絡先、協力員さん、それから民生委員さん、かかりつけ医院、そういった情報を掲載した福祉防災カードを、ご本人とその関係者等に、現在配布をいたしております。 そういったことから、こういった情報を有効に活用していただく、そういったことから、今回１２月補正をさせていただいておりますけれども、自宅での救急医療情報の提供用として、さらに災害時の避難持ち出し用として、マグネットホルダーとストラップホルダーを購入する予定でございます。

	要援護者の方に、基本的には配布する計画でございまして、そういった情報を記載した福祉防災カード、これの中に入れるということでございます。 普段は冷蔵庫のドア等のスチール部分に貼っていただいて、自宅での緊急時の緊急医療情報の提供用として、また、災害時の避難持ち出し用として利用していただきたいというふうに思っております。 これによって、緊急時の救援活動の支援強化に繋がるのではないかなというふうに思っております。 １２月議会に補正として上げさせていただいておりますので、議決後ただちに購入いたしまして、配布等については、できる限り年度内には配布をしていきたいと思っております。 現在、登録されている方につきましては、たいへんお世話をおかけいたしますけれども、民生委員さん方に配布をしていただきたいというふうに考えております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	要支援、要援護者の台帳登録、これは手挙げ方式になっておると思いますが、やっぱりより多くの方に登録していただいて、その登録者の方に配布をしていただくということになると思いますが、ということは、本当にこの登録者の増をどう図るかということが、この取り組みが大事ではないかなと思っております。 また、この登録者だけではなくてですね、例えば単身で住んでらっしゃる方が、要援護者とか要支援じゃないけれども、安心のためにぜひそういうものがほしいということを言われる場合もあると思うんですが、こういった場合にというのは、その方たちにも配布は可能なのでしょうか。全部で何人分見込まれているのでしょうか。
福祉課長	お答えいたします。 先ほどの購入枚数につきましては、１０００枚程度購入する予定でございまして。要援護者の把握と把握の推進ということで、今月１１月号に広報に掲載しておりますけれども、要援護者ネットワーク台帳の登録制度の推進ということで、支援の対象になる方ということで、基本的には災害時等で、本人またはご家族だけでは避難が困難と思われる方については、ぜひ申請をしてくださいという内容で、支援の対象者等も含めて掲載しておりますので、一応担当課の窓口といたしまして、福祉課、環境防災課、２つの課を上げておりますけれども、こういった部分で推進をしていきたいというふうに思っております。
梅田議員	要援護者以外の方の介護は。
福祉課長	この広報でも掲載しておりますけれども、基本的に６５歳以上の高齢者、その中でもひとり暮らしの方、あるいは高齢者のみ世帯の方も当然対象と考えておりますし、介護が必要な方、あるいは身体障がい者の方等、それから災害時、自力では心配だという方等については、ぜひ申請をお願いしたいというふうに思っておりますし、そういった内容で、説明等を現在しているところでございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	要援護者とか要支援者の方たち、これはもう当然のことだと思いますけれども、先ほど言いましたのは、単身で、若い方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、病弱とか、持病を抱えてある方、その方たちが、自分もそういうものがあるんだったら欲しいなという場合はですね、申請があれば、ぜひ配布をしていただきたいなということを、併せてお願いしたいと思います。 それと、フォルダーを私も見せていただきましたが、基本的な内容と同時にですね、健康保険証のコピーとかお薬手帳とかのコピー、そういったものも入れておけば、さらに役立ちますので、そういったことをですね、やはり手渡しの際に丁寧な説明とい

	うのが重要だと思っております。ぜひ、その点もよろしく願いいたします。 また、民生委員さんのご協力、これは欠かせないと思いますので、その点も併せてお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。 次に、循環型社会の取り組みについて、でございます。 使用済み小型家電を回収し、レアメタル等の再資源化をということで、使用済み小型家電の現況をお聞きしたいと思います。 今年8月3日に、小型家電のリサイクルを推進する法律が制定いたしまして、来年4月に施行されるように聞いております。 レアメタルと言いますのはご承知のように、日本はほとんど輸入に頼っている現状でございます、小型家電に含まれている金や銀、銅などの貴金属、また、チタンとかリチウム、ガリウム、パラジウムなど、私もよく聞いたことのないような希少金属、レアメタルというのが使われているということでございます。 こういったものは家庭に眠る資源、都市鉱山とも言われて、適切な再資源化が必要であるということが言われております。 携帯電話、リモコン、デジカメ、CDプレーヤー、ゲーム機、いろいろですね、これが使用されているということで、月に1回の資源ごみ回収がされておまして、筑前町の住民の方は、本当にこの循環型社会に対しましては、関心が高こうございまして、すばらしいなというふうに私は評価している次第でございますが。 このような小型家電製品、今、回収はどのようにされ、そしてまた、どのように解体と言いますか、処分と言いますか、なされているのかを、お伺いいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 まず、最初に使用済み小型家電の現状はということで、筑前町におきましては、家電において、法によりリサイクル体制が確立しておりますのは、家電リサイクル法による家電5品目と、それから資源有効利用促進法に基づくパソコンの2つであります。 他に携帯電話につきましては、販売店を中心とした自主的なルートがございます。また、筑前町においては家電5品目やパソコン以外の家電については、雑物ということで分別がなされているのが現状ということでございます。 それをどのように処理しているのかということで、雑物はサン・ポートにおきまして、可燃ごみとともに焼却溶融処理がなされ、金属部分の焼却後に発生するメタルは、製鉄原料や建設資材の重り等に利用されておるということでございます。 ちなみに、サン・ポートのほうでスラグとして、大体年間2,505tということで、大体t当たり20円ということで、収入物品売り払いの収入実績といたしましては、1年間で52千円程度ということで、あとメタル等については、サン・ポート全体で約311tで、その売払い収入実績といたしまして、220万程度の収入が出ると。 その内筑前町分については、スラグが612トンですので、約12千円程度、メタルにつきましては76tで532千円程度ということですのでけれども、その中にはほとんどレアメタルは含まれてないという状況でございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	スラグとメタルに分けられて、サン・ポートで、そして売却処分されているということですが。 レアメタルが含まれてないということはないんじゃないかと考えるんです。この溶融処理されて、結局スラグとメタル、そして小型家電が雑物として燃やされてしまっているということは、そのメタルなりの塊の中に、そういったレアメタル的なものと

	というのは、当然含まれるんだと思います。 金額からすればわずかな金額しか、売却額はなっていないわけですがけれども、本当に希少価値と言われているものからすれば、たいへんもったいないことを、私たちはしているんじゃないかなというふうに感じます。 実は、障害者施設で、その方たちがですね、そういう小型家電を委託して、そしてそれを分解して、そういうレアメタル的なものが含まれている部分だけを取り除いて、そして、それを中間業者に売却するという、その方法もあるというふうに聞いていますが、そういった場合というのは、もう少し売却価格が高額になるのかなというふうに考えるわけなんですけど、その点はどのように受け止めますか。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 まず、サン・ポートで処分しているメタルの中に、わずかししかレアメタルが含まれないというのはですね、レアメタルが含まれているのは通信機器とか携帯電話とかパソコン、ゲーム機とか、ああいったものにレアメタルが多く含まれていると。 実際、サン・ポートのほうに出ております分にレアメタルがなぜ少ないかと言いますと、そういったレアメタルが入っている部分というのは、ほとんどが、先ほど議員も指摘されましたように、眠っている都市型鉱山ということで、結局、いろんな個人情報が入っているパソコンとか、それから携帯電話とか、携帯電話とかはもう当然、ちゃんと自主ルートがあって、ほとんど販売店のほうで回収されていると。 それ以外のゲーム機とか、いろんなものが、なかなか分別収集のところには出て来ないと。レアメタルが含んだような通信機器とか、そういったゲーム機とかは、なかなか分別収集のステーションのほうには出て来ないということで、このメタルの中の、50万ほどの収入があるけれども、その中にはほとんど含まれてない状態になってしまうというのが現状だということでございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	私は、基本的にはですね、製造元であるメーカーが、そういうふうなことがきちっと分解されて取り出しやすいような、そういうシステムに、今後日本の社会がなっていくことが一番いいことだと思いますが。 今、課長が言われましたように、そういう資源ごみ回収の場にそれが出て来ない。確かに携帯電話会社で新機種に交換するときに、それを回収してもらうということをやっている方もいらっしゃるかもしれませんが、わりにですね、どこの家庭でも1つ、2つ、携帯電話がほこりをかぶってどこか隅っこにあったりとか、ゲーム機が転がっておったりとかですね、そういうことが多くあるんじゃないかなというふうに思います。実際聞いてみますと、そういう現状も聞いている次第でございます。 そういったことですね、回収ボックスです。 そういったものを設置すれば、特にこういうものというのは、若い方がどちらかといったら多く利用されておりますので、やはり若い方のそういう再資源化の意識を高めることにもなるんじゃないかなというふうに考えます。 ということで、この回収ボックスを設置すれば、もっとそういうふうなもったいない、レアメタルがですね、回収システムの中に乗るんじゃないかなというふうに考えますが、その点について、お伺いいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 議員ご指摘のように、私もそうですけども、古い携帯電話、1個か2個は確かに眠っております。これを回収ボックスとか、そういったところに出すときに、心配しているのが、個人情報とかがたくさん詰まっているとか、そういったのが大きな心配に

	なって、どうしても眠ってしまうというケースはあると思います。 回収ボックスの設置をということで、使用済み小型家電の回収につきましては、町民皆様が使用済みのパソコンや携帯電話など、自宅にそのままにされていることも多いんですけども、その理由としては先ほど申しましたように、廃棄する手続きや準備が面倒なことと、それから、個人情報漏れる心配があるということで、なかなか出しにくいと。それから、保存しているデータ等があることなどが、理由として考えられるようでございます。 このような観点からも、収集総量ですね、こちらのほうが極めて少量で、採算性の問題、それから受託先の業者の確保などが課題であるために、筑前町単独での取り組みということはなかなか困難と。数万円とかを売るために、確かに議員がご指摘のように、意識改革とか啓発という点は大きいと思います。 ただ、スケールメリットを考えると、どうしてもやはり一部事務組合とか、それから、当然、それぞれの市町村で考え方が違うと思うんですけども、それを一本化したうえで、それでも先ほど申しましたように、わずかししか出て来ないと。 それをまた、さらに大きく広げるとか、そういった方向で、当然研究して行かなければならないなというふうに考えております。 当然、前向きに検討、研究して行かなければならない課題であるというふうには捉えておるところでございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	サン・ポートをはじめ一部事務組合のほうで、サン・ポートだけでこれができるかどうか分かりません。サン・ポートだけでできなければ、もっと大きい単位で広げて、こういう本当に大事なレアメタル、日本の国にはないものでございますので、その方向に向けた取り組みというのは、たいへん重要だというふうに、私は考えております。 そういったことで、サン・ポートの問題でございますので、町長、ちょっと一言、その点について、お伺いしたいと思います。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 基本的に、今、課長が答弁したとおりでございますけれども。 サン・ポートといたしましても、この問題は研究していきたいと思います。幹事会を設けております。各市町村の意見を聞きながら、理事会等に上げていただきたいと、そのように考えます。まず研究をしてもらうようにいたします。
議 長	梅田議員
梅田議員	じゃあ、しっかり研究をしていただきますことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。
議 長	これにて、一般質問を終結します。
散 会	
議 長	本日の日程は、全部終了しました。 本日は、これにて散会します。お疲れでございました。 (1 4 : 4 4)